

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(川口税務署長)

平成28年9月30日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	山田 二郎
同	長屋 憲一
同	菅原 万里子
同	脇谷 英夫
同	近藤 哲也
原告補佐人税理士	木村 祐司
同	鈴木 茂夫
同	小野 慎一
被告	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
処分行政庁	川口税務署長
	浅野 光夫
被告指定代理人	早田 祐介
同	増永 寛仁
同	国府田 隆秀
同	宮澤 康洋
同	佐々木 浩二
同	岡田 真

主 文

- 1 本件訴えのうち、川口税務署長が平成25年5月16日付けで原告に対してした、原告の平成23年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 川口税務署長が平成24年12月21日付けで原告に対してした、原告の平成21年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額1368万0452円、納付すべき税額(申告納税額から予定納税額を控除した額をいう。以下同じ。)マイナス469万1083円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定を取り消す。

- 2 川口税務署長が平成24年12月21日付けで原告に対してした、原告の平成22年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額2865万6184円、納付すべき税額363万8500円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定を取り消す。
- 3 川口税務署長が平成24年12月21日付けで原告に対してした、原告の平成23年分の所得税の更正処分（以下「平成23年分更正処分」という。）のうち総所得金額2384万1147円、納付すべき税額16万4800円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定を取り消す。
- 4 川口税務署長が平成25年5月16日付けで原告に対してした、原告の平成23年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

税理士業等を営む原告は、平成21年分ないし平成23年分（以下「本件各係争年分」という。）において、原告の妻を所得税法57条1項のいわゆる青色事業専従者であるとし、同妻に対し同項所定の給与を支払ったとして、当該給与の額を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して申告したところ、川口税務署長は、同妻は他に職業を有しており、原告の営む事業に専ら従事するとは認められず、青色事業専従者に該当しないから当該給与の額は必要経費に算入することができないとして、本件各係争年分の所得税についてそれぞれ増額更正の処分（以下、併せて「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定（以下、併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）をした。

また、原告は、平成23年分の所得税について、過年度に取得した中古物件の耐用年数に誤りがあったため、減価償却費の額を再計算したとして更正の請求をしたところ、川口税務署長は、更正をすべき理由がない旨の通知処分（本件通知処分）をした。

本件は、原告が、本件各更正処分等及び本件通知処分は違法であるとして、その取消しを求める事案である。

なお、原告は、本件訴えにおいて、平成23年分の所得税について、確定申告に係る納付すべき税額等を超えない部分（下回る部分）についても取消しを求めているところ、かかる部分について訴えの利益が認められるかどうかについても争いがある。

2 関係法令等の定め

別紙1「関係法令等の定め」に記載したとおりである（同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

3 前提事実（証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがないか、当事者において争うことを明らかにしない事実である。）

(1) 原告及び関連会社について

ア 原告は、「A事務所」（以下「A事務所」という。）の名での税理士業（以下「本件事業」という。）を営むほか、不動産貸付業等を営む個人事業者であり、昭和53年分以降の所得税について、所得税法143条に規定する青色申告の承認を受けている。

イ 株式会社B（以下「B」という。）は、平成19年9月●日に設立された不動産の賃貸借・管理、その代理仲介に関する業務、不動産の清掃業務等を行う法人であり、原告の妻である乙（以下「乙」という。）は、同社の設立時から代表取締役及び宅地建物取引主任者の地

位にあったが、平成24年1月6日、代表取締役を退任した。原告は、平成20年9月1日から平成21年8月31日までの事業年度（以下「平成21年8月期」といい、他の事業年度についても同様に表記する。）から取締役であり、平成26年1月6日に代表取締役に就任した。（甲32、乙14、34、51）

Bには、原告及び乙のほかに従業員が5、6名おり、平成21年8月期ないし平成24年8月期における同社の売上高は、約5400万円ないし約8400万円であった（甲32、乙14、17ないし20）。

ウ 有限会社C（以下「C」という。）は、平成元年3月●日に設立された、経営コンサルタント業務、都市開発・土地開発に関する設計、建築工事の請負、コンサルタント業務等を行う会社であり、原告は、同社の設立時から代表取締役であり、乙は、平成12年7月24日に取締役に就任した（甲32、乙15）。

Cは、平成21年4月期ないし平成24年4月期において、原告及び乙のほかに従業員はおらず、売上高が約1500万円ないし約3700万円であった（甲32、乙15、21ないし24）。

エ 有限会社D（以下「D」といい、B及びCと併せ「関連会社」という。）は、平成元年12月●日に設立された、建築コンサルタント業務、不動産の売買・交換・貸借・管理、その代理仲介に関する業務等を行う法人であり、原告は、同社の設立時から代表取締役であり、乙は、平成12年7月24日に取締役に就任した。

Dは、平成21年10月期ないし平成24年10月期において、原告と乙のほかに従業員（アルバイト）が3名おり、売上高は約1200万円ないし約3200万円であった（甲32、乙16、25ないし28）。

（2）乙について

ア 乙は、平成8年5月7日、A事務所に採用された（甲19）。

イ 乙は、平成12年5月29日、原告と婚姻をし、原告と生計を一にする配偶者となった。

ウ 原告は、平成12年5月31日、本件事業に係る青色事業専従者給与の支給に関して、乙を青色事業専従者、支給期間等を平成12年6月以後、仕事の内容・従事の程度をコンピュータ関係・経理・所長代理、給料（月額）を70万円、賞与を7月と12月に月額給料の2か月分をそれぞれ支給する旨記載した青色事業専従者給与に関する届出書を川口税務署長に提出した（乙13）。

（3）原告の確定申告等

ア 原告は、本件各係争年分の所得税について、別表1ないし3の「確定申告」及び「修正申告」欄記載のとおり確定申告及び修正申告をした。

イ なお、原告は、本件各係争年分の所得税の確定申告において、事業所得の金額の計算上、乙に係る青色事業専従者給与の額として、平成21年分は675万円、平成22年分は572万円及び平成23年分は530万円をそれぞれ必要経費に算入していた（以下、これらの青色事業専従者給与の額として支払われた金額を併せて「本件各給与の額」という。乙8、29、30）。

ウ また、原告は、平成23年分の所得税の確定申告において、不動産所得の金額の計算上必要経費とされる別表4の各建物（以下「本件各建物」という。）の減価償却費の額について、別表4の「耐用年数」欄記載のとおり、いずれも耐用年数省令1条において定められ

ている耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）と同じ年数を基礎として計算した額としていた（甲33、乙2ないし4、11、弁論の全趣旨）。

（4）本件訴えに至るまでの経緯

ア 本件各更正処分等について

（ア）川口税務署長は、平成24年12月21日付けで、乙が本件事業に専ら従事しているとは認められず、青色事業専従者給与の金額が必要経費に算入されないなどとして、本件各係争年分の所得税について、別表1ないし3の「更正処分等」の項記載のとおり、本件各更正処分等をした（乙8、29、30）。

（イ）原告は、平成25年2月12日、本件各更正処分等について、国税不服審判所長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした（乙1）。

イ 本件通知処分について

（ア）原告は、平成25年1月22日、別表3の「更正の請求1」の項記載のとおり、総所得金額を2384万1147円、納付すべき税額を16万4800円などとする更正の請求（以下「更正の請求1」という。）をしたものの、同年2月5日、これを取り下げた（弁論の全趣旨）。

（イ）原告は、平成25年2月6日、別表3の「更正の請求2」の項記載のとおり、平成23年分の所得税について、不動産所得の金額の計算上必要経費とされる本件各建物の減価償却費の額につき、耐用年数に誤りがあったため過少に計算したとして、不動産所得の金額を1296万7422円、総所得金額を2914万1147円、納付すべき税額を228万4800円などとするべき旨の更正の請求（以下「更正の請求2」という。）をした（乙2）。

なお、上記の更正の請求1及び更正の請求2は、いずれも本件各建物の減価償却費の計算において、耐用年数を耐用年数省令3条1項2号の規定（以下、同規定による方法を「簡便法」という。）による耐用年数を用いるものとして納付すべき税額等の減額を求めるものである（甲33、乙2ないし4、11、弁論の全趣旨）。

（ウ）川口税務署長は、原告が確定申告において適用した本件各建物の耐用年数に誤りはないとして、平成25年5月16日付けで、本件通知処分をした（乙31）。

（エ）原告は、平成25年6月10日、本件通知処分につき、川口税務署長に対し異議申立てをした（乙3）。

（オ）川口税務署長は、上記（エ）の異議申立てについて通則法90条1項の規定に基づき、平成25年6月17日付けで、異議申立書を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を原告に通知した（乙32）。

（カ）上記（オ）の異議申立書は、平成25年6月18日に国税不服審判所長に送付され、通則法90条3項（平成26年法律第69号による改正前のもの）の規定に基づき、同日付けで国税不服審判所長に対し、本件通知処分についての審査請求がされたものとみなされた。

ウ 併合審理について

上記ア（イ）及びイ（オ）に係る審査請求は併合審理され、国税不服審判所長は、平成26年2月4日付けで、上記各審査請求を棄却する旨の裁決をした（乙4）。

エ 原告は、平成26年7月31日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著）。

4 争点

- (1) 本件訴えのうち、平成23年分更正処分のうち総所得金額2505万4473円及び納付すべき税額65万円を超えない部分の取消請求に係る部分の適法性(争点1)
- (2) 本件訴えのうち、本件通知処分の取消請求に係る部分の適法性(争点2)
- (3) 平成21年ないし平成23年において、乙は、原告の営む事業に専ら従事する青色事業専従者に該当するか(争点3)
- (4) 原告の平成23年分の所得税について、本件各建物の減価償却費の算定に当たり、法定耐用年数の数字を用いたものを簡便法による耐用年数を用いたものに訂正することができるか(争点4)
- (5) 本件各更正処分に理由附記の不備の違法があるか(争点5)

5 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 本件訴えのうち平成23年分更正処分のうち、総所得金額2505万4473円及び納付すべき税額65万円を超えない部分の取消請求に係る部分の適法性(争点1)について(原告の主張の要旨)

ア 原告は、平成25年1月22日付けで本件各建物の耐用年数を誤ったとして更正の請求1をしたが、更正の請求1に係る更正請求書に「申告し又は処分の通知を受けた額」を記載することになっている更正請求書の様式に適合していないことが判明したので、更正の請求1をいったん取り下げ、所定の更正請求書の様式に従い、改めて同年2月6日付けで、不動産所得の金額を訂正して更正の請求2をした。

更正の請求2により、原告が確定申告の総所得金額等の更正(減額)を請求していることが明らかである以上、確定申告を下回る増額更正処分の取消訴訟が不適法であるという被告の本案前の抗弁は、明らかに失当である。

イ 被告は、更正の請求2は、総所得金額2914万1147円とする請求であり、確定申告額2505万4473円を超えない部分の減額を求めていることをもって減額の更正の請求とは認められないとし、確定申告額2505万4473円を超えない部分の取消しを求める訴えは、適法な更正の請求を経していないもので不適法であるとする。しかし、更正の請求2がされた時点においては、総所得金額3035万4473円とする更正処分がされていたのであるから、これを基準として減額の更正の請求足りうるかどうかを判断すべきであって、被告は比較の対象を誤っている。このことは、更正をすべき理由がない旨の決議書もかかる形式的な理由で「理由なし」との判断をしていないことから、また、原告において平成23年分更正処分について争わず課税処分として確定した場合を考えれば、これを不適法とする被告の主張が誤りであることは容易に理解できるはずである(これを不適法としたのでは、減価償却についての計算間違いだけを理由とする更正の請求を行う方法がなくなってしまう)。

(被告の主張の要旨)

ア 申告等によって一旦確定した課税標準等又は税額等を納税者の有利に変更する場合の手續として、更正の請求が法定されており(通則法23条)、このような是正手段が法定されている趣旨に照らせば、申告が過大である場合には、原則として、更正の請求の手續によらなければならない、他の救済手段によることは許されないと解されている。

したがって、納税者が行った更正の請求によって確定申告額の減額を求めていなかった

部分について取消しを求める訴えは、当該部分について更正の請求を経ずに減額を求めるものとして不適法である。

イ これを本件についてみると、原告は、平成24年3月9日に、総所得金額2505万4473円、納付すべき税額65万円とする平成23年分の所得税の確定申告書を川口税務署長に提出した後、更正の請求1を行ったもののこれを取り下げ、平成25年2月6日に行った更正の請求2では、総所得金額2914万1147円、納付すべき税額を228万4800円としており、同年分の所得税に係る総所得金額及び納付すべき税額が確定申告額（総所得金額2505万4473円、納付すべき税額65万円）を下回るとする更正の請求を行っておらず、この部分について更正の請求を経ずに減額を求めているのであるから、確定申告額を下回る部分についてまで取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

ウ 仮に、原告が、申告額を超えない部分の取消しを適法に求めようとするのであれば、申告額を超えない部分の減額を求める更正の請求をすべきであり、原告が、平成23年分の確定申告をした後、所定の期間内に、総所得金額2384万1147円、納付すべき税額16万4800円とする更正の請求（申告額を超えない部分の減額を求める更正の請求）を行っていたのであれば、本件訴訟において、その更正の請求に係る金額を超える部分に限り、申告額を超えない部分の取消しを求めることができたといえることができる。

すなわち、原告は、更正請求書の「請求額の計算書」の中列の「申告し又は処分の通知を受けた金額」欄に、平成23年分更正処分前においては、平成23年分の確定申告に係る総所得金額2505万4473円、納付すべき税額として65万円を記載し、平成23年分更正処分後においては、同欄に平成23年分更正処分に係る総所得金額3035万4473円、納付すべき税額として277万円を記載した上で、右列の「請求額」の項に、その主張するところの金額を記載すれば足りたのであって、様式上の制約も存しない。

(2) 本件訴えのうち本件通知処分の取消請求に係る部分の適法性（争点2）

(原告の主張の要旨)

ア 一般に、増額更正処分は、課税庁が課税要件事実を全体的に見直し、申告に係る税額を含めて全体としての税額を総額的に確定する処分であり、申告税額を減額しないという趣旨を含むものであり、更正の請求に対する更正の理由がない旨の通知処分（以下、これを単に「通知処分」という。）の内容を包摂し、増額更正処分がされた以上、通知処分の取消訴訟は、訴えの利益を欠き、却下されることになることとされている。

しかし、本件のように増額更正処分後に通知処分がされた場合、通知処分によって税額等を全体的に見直して確定することになる。そうでないと、増額更正処分と通知処分のそれぞれについて取消訴訟を認めざるを得ないことになり、裁判の統一性を確保できなくなることになる。増額更正処分後に通知処分がされたときには、通知処分が増額更正処分を包摂するものとして、通知処分の取消訴訟を適法とすべきである。

(被告の主張の要旨)

ア 増額更正処分と通知処分が相前後して行われた場合において、通知処分は、納税者の更正の請求に対し課税庁が減額更正処分を拒否し、申告税額等について税額を全体的に見直し、減額を認めないことを確認する効果を持つ処分であり、新たに税額を確定する効果はない。

しかしながら、この通知処分の取消訴訟における審理の対象は、総額主義の下では、税額全体を見直し、申告額を下回るか否かを判断することになり、増額更正処分の取消訴訟における審理の対象と重なり合うため、これらが別訴で争われると、同一の納税義務について審判の矛盾・抵触が生じるおそれがある。

また、通知処分は、申告税額の減少のみに関わるものである一方で、増額更正処分は、納付すべき税額全体に関わり、申告税額を正当でないものとして否定し、これに増額の修正を加えて税額の総額を確定するものであるから、増額更正処分の内容は通知処分の内容を包摂する関係にある。

したがって、増額更正処分がされた以上、通知処分の取消訴訟は、訴えの利益を欠き、却下されることになる。

イ これを本件についてみると、川口税務署長は、平成25年5月16日付けで本件通知処分を行う一方で、平成24年12月21日付けで増額更正処分（平成23年分更正処分）を行っているのであるから、本件通知処分の取消訴訟は訴えの利益を欠くというべきである。

(3) 本件各係争年分において、乙は、原告の営む事業に専ら従事する青色事業専従者（所得税法57条1項）に該当するか（争点3）について

(原告の主張の要旨)

ア 所得税法施行令165条2項2号本文は「他に職業を有する者」と規定し、その括弧書で「職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」を除外しているところ、ここにいう「職業に従事する時間が短い者」と「事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」とは並列関係にあると解すべきであり、同括弧書に該当するか否かの判断をする場合、その両方について、それぞれ判断されなければならない。

イ (ア) 所得税法施行令165条2項2号括弧書の要件事実が存在する場合、その事実を無視して、同項のいわゆる柱書き及び同項2号本文の規定を適用して同条1項本文にいう「事業に専ら従事する期間」（事業専従期間）を判断することは違法であり、被告が処分の適法性を主張立証するためには、括弧書の除外事由の不存在、即ち、「職業に従事する時間が短い」とはいえないことを根拠付ける事実及び「事業に専ら従事することが妨げられないと認められる」とはいえないことを根拠付ける事実を主張・立証する責任があるというべきである。

(イ) 被告は、乙について、所得税法施行令165条2項の柱書き及び2号本文の規定を適用して「事業に専ら従事する期間」（所得税法施行令165条1項本文）を主張した上で乙を「青色事業専従者」に該当しないと認定したのであるから、被告はその根拠を明らかにする主張・立証責任があるというべきである。

(ウ) ところが、本件訴訟において、被告は、処分の適法性を根拠付ける証拠としては実質的には聴取書（乙34。以下「本件聴取書」という。）しか提出していない。

本件聴取書は、その聴取の時間が1時間に満たない程度のものであったこと、乙は、A事務所において関連会社からの業務委託契約に基づき関連会社の記帳代行も行っていたところ、そのための時間も含めて回答をしてしまったこと、乙が資料を確認せず記憶に基づいて行った説明を記録したものにすぎないこと、乙は、内容について読み

聞かせをされていないことなどから、関連会社における乙の勤務時間に関する記載内容は不正確であり、到底証明力があるとはいえない。

しかも、その内容の真実性を担保する証拠は何も提出されておらず、調査によって裏付けがされているものとはいえない。

そして、本件訴訟において本件聴取書しか提出できなかったということは、本件の処分に際し、本件聴取書の内容の真実性を裏付けるための調査が適正にされなかったことを意味している。

したがって、本件聴取書に基づいて乙が青色事業専従者に該当するかどうかの事実を認定することは誤っている。

ウ 「その職業に従事する時間が短い者」の該当性

(ア) 判断基準

- a 「短い」かどうかについて、客観的に明確な判断基準を明らかにしないで判断することは、単なる主観的・恣意的判断をするものであり許されないというべきである。

判断根拠を明らかにしないで、「その職業に従事する時間が短い者」と認定することは違法というべきである。

- b 所得税法施行令165条2項2号括弧書は、どの程度の従事時間を短いと判断するかについて何ら基準を示していない。

この点について、同項1号は、学校教育法所定の教育機関の学生又は生徒について、学生である期間については「専ら従事する期間」（所得税法施行令165条1項本文）から除外するとの原則を定める一方で、「夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの」、「昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの」等については、修学期間を「専ら従事する期間」（所得税法施行令165条1項本文）から除外しない旨の例外を定めており、たとえば、朝9時から午後4時まで事業に従事して、午後5時から夜8時まで夜間学校に通う者は、午後5時から夜8時までの3時間を学業へ従事しているにもかかわらず、当該事業に専ら従事していると評価されることになる。

もっとも、学業に従事する者は通常若年者であるから、事業に従事している場合でも、比較的職務上の地位が低い労働に従事していることが多いと思われる。

それ故に、昼間に学業に従事する者は夜間の事業への従事時間を、夜間に学業に従事する者は昼間の事業への従事時間を、それぞれ「当該事業に専ら従事する期間」（所得税法施行令165条1項）と認めるという幾分寛大な規定を設けたものと推察される。

他方、2号においては、他の職業における職務上の地位を全く不問にし、従事時間のみを絶対的な判断要素とする基準を定めているのであるから、2号においては、1号において許容されるよりやや短い時間を他の職業に充てるにすぎない場合のみ、「その職業に従事する時間が短い者」として「他に職業を有する者」への該当性が否定されるというべきであり、具体的には「その職業に従事する時間が短い者」とは、2時間程度を他の職業に当てる者を意味するものと解される。

(イ) 当てはめ

- a 乙のBにおける日常業務は、ファックスで送られてくる業務報告書、朝礼議事録、

休日シフト表の確認であり、その時間は、せいぜい30分程度である。

乙は、原告がオーナーであり、実質的な指揮監督者であるCにおいて、賃料等の入金の確認作業をするにすぎず、その勤務時間は、1日当たり10分程度である。

乙は、原告がオーナーであり、実質的な指揮監督者であるDにおいて、コンサルタント報酬の入金の確認作業をするにすぎず、その勤務時間は、1日当たり10分程度である。

以上のとおり、乙が関連会社の業務に従事する時間は、合計しても1日当たり1時間足らずである。このことは、乙が所長代行としてA事務所の業務に1日平均7ないし8時間従事しなければならなかったことから裏付けられるし、また、関連会社において乙が携わっている関連会社の業務内容に照らし、当該業務を遂行するために通常必要な時間という観点からも合理的なものである。

b なお、「短い」かどうかは客観的・具体的な従事時間について判断すべきであり、乙が関連会社の代表取締役ないし取締役役に就いていたことは、乙の関連会社の業務に従事する時間が「短い」ものであることを否定する根拠にはならない。

c したがって、乙は所得税法施行令165条2項2号括弧書の除外事由に該当する。

エ 「当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」の該当性

(ア) 判断方法等

この要件は、その根拠となる事実を一義的に確定することができないから、事実的要件ではなく評価的要件というべきである。

評価的要件の認定においては、一般に、評価根拠事実と評価障害事実を総合的に判断して決められるべきものであり、被告が所得税法施行令165条2項2号本文の規定を適用する以上、被告において乙が除外事由である「当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」に該当しないことを根拠付ける事実について主張・立証する必要がある。

(イ) 当てはめ

a A事務所における勤務状況

乙は、平成21年から平成23年までの間、A事務所において、所長補佐として、所長である原告から監督を受けるとともに、事務所の経理・総務・人事に関する業務を行う部署（以下、便宜上「総務部」という。職員数は1名）と、会計業務の補助や顧客の対応業務を行う部署（以下、便宜上「会計部」という。職員数は2名ないし4名）を総括する立場にあった。なお、上記期間中、職員の下にパートタイムの従業員が1名から4名稼働していたほか、アルバイトを使用していた期間もあった。

乙は、会計部の業務として、確定申告作業については、職員と分担して申告書作成を進め、職員の担当した作業結果をチェックし、月次決算作業については、職員と分担して作業をし、職員の担当した作業結果をチェックしてその成果物を顧客に送付し、源泉所得税納付・年末調整作業については、職員に対し顧客への資料請求を行うよう指示し、チェックしている。また、乙又は原告は、顧客から来る相談等の依頼や各種問い合わせへの対応業務について、最初に対応した職員からの報告を受けた上で、直接顧客へ連絡・回答・対応している。税務調査への立会いは原告の担当業務であるが、乙がその補助として同席し対応することも多々ある。

総務部の業務には、顧問料に関する請求書作成・発送作業、事務所経費の支払作業、事務所の経費や売上げに関する帳簿記帳、通帳記帳及び入出金確認作業などがある。これらは、乙の指示の下に職員が担当しているが、全て乙がチェックを行い、監督する。乙は、毎日、資金の動きや残高の確認作業について、インターネットバンキングシステムを使ってチェックを行っている。なお、A事務所は、関連会社から経理に関する業務委託を受けていることから、関連会社に関する帳簿記帳、通帳記帳及び入出金確認作業も担当しているが、職員によりA事務所に関する作業がなされる際に同時に関連会社に関する分の作業も行われている。

上記の他、所長補佐である乙固有の業務として、職員のタイムカードチェック、職員の給与に関する給与明細の作成と振込送金作業や、職員の教育・指導業務などがあり、それこそ多岐にわたっている。

乙は、平日は、毎日最低6時間はA事務所にて稼働している。

b 関連会社における勤務状況

関連会社における勤務状況は、上記ウ（イ）で述べたように、合計しても1日あたり1時間程度の勤務にすぎない。

c 「妨げられないと認められる」ことの判断

「妨げられないと認められる」ことの判断に当たっては、乙の実際の勤務状況を基礎とすべきであり、地位や肩書のような形式的事情を根拠とすべきではない。

A事務所は、所長代理である乙がいなければ遂行できない状況であった。

他方、乙は、Bにおいて宅地建物取引主任者であるが、実際には他に宅地建物取引主任者の資格を持った者が複数いて、Bに常駐する必要はなかった。乙がBにおいて宅地建物取引主任者であることが直ちにA事務所の業務に従事することの妨げとなっていない。

また、乙は、Bの代表取締役であるが、オーナーである原告が同社を実質的に支配しており、乙が担当するのは定型的な作業にすぎない。しかも、乙は、同社に常駐しておらず、その意味で乙が担っている定型的作業は定席がなくても処理できる程度の作業にすぎない。それゆえ、乙が代表取締役であるとしても、A事務所の業務に従事することを妨げるほど時間と労力を取られる程度のものとはいえない。

さらに、関連会社は、オーナーである原告の指揮監督のもとにあったものであり、重大な職責を負っていたのは乙よりは原告とみるのが実態にかなうものである。

乙は、A事務所における勤務状況と関連会社への勤務状況を比較すれば、関連会社の業務よりもA事務所の事業を主要な業務としていることは明白であり、他の職業を有していたとしても、このことによって原告の「事業に専ら従事することが妨げられないと認められる」ことは明らかである。

d 小括

乙が、A事務所の「事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」に該当することは明らかである。

オ 乙が「青色事業専従者」（所得税法57条1項）に該当すること

（ア）以上のとおり、乙は、他に職業を有しているが、「その職業に従事する時間が短い」に該当するとともに、原告の「事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」

に該当するので、乙に対して所得税法施行令165条2項本文の規定の適用はない。

乙は、平成8年にA事務所に入所以来、現在に至るまで原告のA事務所の事業に暦年を通じて従事していたことは明らかであり、少なくとも1日平均7ないし8時間勤務し、A事務所の事業に専ら従事する期間が6か月を超えていることは明らかである。

それゆえ、乙が本件各係争年分において原告の「青色事業専従者」に該当することは明らかである。

(イ) そもそも、所得税法施行令165条1項は「専ら従事する期間」の認定について6か月を超えるかどうかを判断基準としており、これを時間に引き直すと、1か月20日出勤して1日8時間勤務したとすると、6か月の勤務時間は、960時間ということになる。

被告が前提とする乙の原告のA事務所における1日平均6時間という勤務時間は、年間に換算すると、月20日間勤務するとして、1440時間(20日×12か月×6時間=1440時間)を意味することになり、960時間をはるかに超過しているのである。

実務においても、「専ら従事する期間」と認められるには「1日8時間営業している場合には最低4ないし5時間勤務している必要がある」と考えられているが、被告の主張するところの6時間という勤務時間であれば、上記の実務例に照らして、乙はA事務所の業務に専ら従事しているといえる。

したがって、乙を「青色事業専従者」と認めずに行われた本件各処分等が違法であることは明らかである。

(被告の主張の要旨)

ア 所得税法施行令165条2項2号に規定された「その職業に従事する時間が短い者」とは、当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる程度に他の職業に従事する時間が短い者をいうものであると解される。ところが、当該事業及び他の職業に従事する際の具体的な従事の態様は様々であり、一律に定めた時間の長短によって、当該事業に従事することが妨げられないと認められる程度に短い時間であるかどうかを判定をすることができないことから、その長短を一律に判定する基準は関係法令等においても設けられていないものと解される。

そうすると、当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる程度に他の職業に従事する時間が短いかどうか(所得税法施行令165条2項2号括弧書の「その職業に従事する時間が短い者」に該当するか否か)は、他の職業に従事する時間について、当該事業及び他の職業に従事する際の具体的な従事の態様から判定するほかない。

また、そもそも、「その職業に従事する時間が短い」かどうかは、当該事業に従事する時間と他の職業に従事する時間とを区別することができなければ検討できないことから、そのような区別ができることを前提とした規定であると解される。

イ 当てはめ

(ア) 乙の各業務に従事する具体的な態様は、本件事業の業務及び関連会社の業務とも、A事務所内で随時行っており、本件事業に従事していた時間と、関連会社の業務に従事していた時間とを明確に区別することはできないものである。

そもそも、「その職業に従事する時間が短い」というためには、「その職業に従事する

時間」と当該事業に専ら従事する時間とを区別できなければ、時間の長短を検討することもできないから、所得税法施行令165条2項2号は、そのような時間の区別ができることを前提とした規定であると解されるところ、乙が本件事業に従事していた時間と関連会社の業務に従事していた時間とを区別することはできないのであり、乙が「その職業に従事する時間が短い者」に該当するとはいえないというべきである。

(イ) 乙が本件事業に従事していた時間と関連会社の業務に従事していた時間とを区別することができないことのみをもってしても、乙が「その職業に従事する時間が短い者」に該当するとはいえないところであるが、強いて、乙が各業務に従事していた時間を区別して検討したとしても、以下の(ウ)ないし(カ)のとおり、乙が「その職業に従事する時間が短い者」に該当するとはいえない。

(ウ) 乙がBの宅地建物取引主任者、代表取締役及び業務主宰役員として多岐にわたる重要な業務を担っていたこと

a Bは、原告及び乙のほか従業員5ないし6名を擁し、賃貸マンションの賃貸借及びその代理仲介に関する業務並びに賃貸マンションの管理及び清掃業務等を行う法人であるところ、同社は、約23棟のマンションを管理しており、その新規あるいは更新契約の契約書の作成件数は、年間100を超えていた。

また、同社は、年中無休で営業している。

そして、同社の決算報告書の損益計算書の売上高の科目は、「事務料広告売上」、「代理店手数料売上(上)」、「修繕請負等売上」、「管理売上」、「売買仲介売上」、「コンサル売上」、「消耗品売上」及び「工事売上」に区分され、その業務は多岐にわたっており、売上高及び所得金額も順調に推移している。

b 乙のBにおける業務内容は、「従業員が作成する報告書のチェックや取引銀行回り、通帳記帳、経費関係の支払いの指示・確認、毎日の入出金の記帳指示・確認、資金移動、新規・更新契約の都度の契約書のチェック、シフト表のチェック、職安への求人への更新指示、管理物件の現地確認などの仕事」であった。

さらに、乙は、従業員の管理についても、従業員が作成したシフト表をチェックして管理し、従業員の給与についても、タイムカードやシフト表のチェックを行っていた。

以上のとおり、乙は、Bにおいて、多岐にわたる業務を日常的に行っていた。

c Bは、上記aのとおり、賃貸マンションの賃貸借の代理仲介に関する業務を行っていたところ、そのような宅地建物取引業を営もうとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならない(宅地建物取引業法3条1項)、宅地建物取引業者は、その事務所に一定数の成年者である専任の宅地建物取引主任者を置かなければならないこととされている(同法15条1項)。

そして、宅地建物取引主任者は、取引の関係者から請求があったときは、取引主任者証を提示すること(同法22条の4)、宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引主任者をして、一定の事項を記載した書面を交付して説明をさせ(同法35条1項)、

その書面（いわゆる重要事項説明書）の交付に当たっては、宅地建物取引主任者が記名押印をすること（同条5項）などが法令上義務付けられている。

乙は、B設立当初から、同社における宅地建物取引主任者であり、上記aのとおり同社が作成する年間100件を超える契約書のチェックを行っていた。

d 乙は、B代表取締役として、重大な職責を負っていた。

e 原告及び乙は、乙がBの業務主宰役員に該当する旨を表示して法人税の確定申告を行っていた。

この点、業務主宰役員については、法人税法35条（平成22年法律第6号による削除前のもの。以下「旧法人税法35条」という。）において、いわゆる特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度について規定されていた。

当該制度の趣旨は、「特にオーナー役員（業務主宰役員）による実質的な支配度合いが強い実質的な一人会社（特殊支配同族会社）」においては、「①業務主宰役員が自らへの役員給与を法人段階で経費として計上し損金の額に算入する一方で、②その役員給与について個人段階で給与所得控除を受けることが可能」であるところ、「業務主宰役員が事実上自らの役員給与の決定権を有している以上、このような構造が課税所得の操作に利用される余地が極めて大きい」こと、また、「こうした仕組みは、特殊支配同族会社の実態は個人事業者と実質的に変わらないにもかかわらず、特殊支配同族会社においては稼得した収益に対する経費が法人段階と個人段階の二段階に分けて考慮されていることを意味し（いわゆる「経費の二重控除」、個人事業者との課税上の不公平が端的に表れる」ことから、このような会社については、法人段階において、業務主宰役員給与に係る給与所得控除相当部分の損金算入を原則として制限することとしたものである。

また、業務主宰役員とは、法人の業務を主宰している役員一人を指す概念であり、個人に限るものとされていたところ（旧法人税法35条1項参照）、具体的には、税務上の役員のうち、会社の経営に最も中心的に関わっている役員をいい、通常は、代表取締役や社長といわれる役員がこれに該当することになることが多いが、実質的な関わりにより判定するものとされていた。

当該制度に関して、Bは、当該制度が適用されることとなる事業年度の全部（平成20年8月期及び平成21年8月期）の法人税について、乙が業務主宰役員に該当する旨を表示した法人税の確定申告書を、原告が関与税理士として署名捺印した上で川口税務署長に対し提出している。

つまり、原告及び乙は、乙が実質的にもBの経営に最も中心的に関わっている役員であるとの申告を行っていたのである。

f 以上のとおり、乙は、多様な業務を行い業績を順調に伸ばしているBにおいて、宅地建物取引主任者として、また代表取締役として多岐にわたる業務を日常的に行い、正にその経営に最も中心的に関わっていたのである。したがって、乙は、Bにおいて多岐にわたる重要な業務を行っていたことだけをもってしても、本件事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者には該当しないといえる。

(エ) 乙は関連会社の業務を指揮監督していたこと

乙は、Bにおける業務のみならず、Cにおいては、会社の取引先である銀行回り、通

帳記帳指示・確認、毎日の入出金記帳指示・確認、家賃入金管理並びに所有建物・車・敷地回りのチェック及び指示などの仕事を行い、また、Dにおいては、会社の取引先である銀行回り、通帳記帳指示、毎日の入出金記帳指示及び所有物件・車の点検・確認・指示などの仕事を行い、各従業員から報告を受けるなど、いずれも関連会社の取締役ないし代表取締役として、関連会社の業務を指揮監督していた。

この点、会社の取締役は、一般の従業員と異なり、その事務処理に関し、会社法355条の忠実義務、会社法356条以下の競業禁止義務等に加えて、同法330条及び民法644条の善管注意義務を負って会社の業務全般を指揮、執行する者であり（同法348条1項）、その立場上、常に当該会社の業務に注意を払う必要がある。さらに、代表取締役は、対外的に会社を代表し、対内的に業務全般の執行を担当する職務権限を有する機関であり、その代表権の範囲は会社の営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為に及ぶ包括的なものであり（同法349条4項）、その職責は特に重大である。

本件において、乙は、関連会社の事務所を兼ねる原告の事務所に常駐して、関連会社の取締役ないし代表取締役として、上記のとおり重大な職責を担っていたのであり、そのような職責を担っていたことのみをもってしても、本件事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者には該当しないといえる。

(オ) 乙が、関連会社の業務に従事している時間が短い者には該当しないこと

乙は、上記(ウ)及び(エ)で述べたとおり、関連会社において多くの業務を担い、重大な職責を負っていたところ、当然のことながら、関連会社の業務に従事している時間についても、到底短いといえるものではなかった。

この点、乙自身、本件事業の業務と関連会社の業務の従事時間を区分することはできず、従事する時間帯も明確に区分できないなどとしつつも、1日当たり、午前9時から午後9時までの12時間業務に従事する間、Bの業務に「おおむね3時間程度かそれ以上の時間」、Cの業務に「しいて言えば1～2時間程度」、Dの業務に「しいて言えば1～2時間程度」従事していると申述しており、1日当たり5時間ないし7時間程度は関連会社の業務に従事していたと認められる。

したがって、乙は、関連会社の業務に従事する時間が短い者には該当しない。

(カ) 乙に係る報酬額からしても、乙が、本件事業よりも関連会社の業務を主要な業務としていると認められること

乙の本件各給与の額は、平成21年分が675万円、平成22年分が572万円及び平成23年分が530万円であるのに対し、関連会社からの役員報酬の額は、平成21年分が960万円、平成22年分が920万円及び平成23年分が960万円であり(乙42ないし44)、本件各給与の額を関連会社からの役員報酬の額が大幅に上回っている。

このように、乙に係る報酬額からしても、乙が関連会社の業務を主要な業務として行っていることは明らかであり、関連会社の業務に従事していることで、本件事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者とはいえない。

ウ 以上のとおり、乙は、「その職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」(所得税法施行令165条2項2号括弧書)に当たらないことは明らかであるから、関連会社の代表取締役ないし取締役等として「他の職業を有する者」である期間は、本件事業への事業専従期間に含まれない。そして、乙は、本件

各係争年当時、年間を通じて関連会社の業務を行っていたのであるから、本件事業への事業専従期間があったとは認められず、当然、事業専従期間が本件各係争年を通じて6か月を超えていなかった。

そうすると、乙は、本件事業に専ら従事している青色事業専従者には該当しないから、原告が乙に支払った本件各給与の額は、原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできない。

(4) 原告の平成23年分の所得税について、本件各建物の減価償却費の算定に当たり、法定耐用年数の数字を用いたものを簡便法による耐用年数を用いたものに訂正することができるか(争点4)について

(原告の主張の要旨)

ア 被告は、本件通達が所得税にも適用される旨主張するが、同通達は、法人税を適用対象とするものであり、所得税に適用されるものではない。

すなわち、法人税法では当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額を基礎とする(法人税法35条1項)。「損金経理」とは「法人がその確定した決算において費用又は損失として経理すること」(法人税法2条25号)であり、費用又は損失として経理するかどうかは法人の任意に委ねられており、その意味で法人税法における減価償却は「任意償却」と言われている。当期に損金経理を行わず償却費を計上しなかった資産については、翌期は前期末の帳簿価額を基に償却限度額を計算することになる。また、減価償却資産の除却又は売却の際には、その時点での帳簿価額を除却損又は原価としなければならないのである。

これに対し、所得税法49条1項では上記のとおり必要経費の金額に算入する金額については一定の方法に基づき計算した金額とすると規定し、法人税法のように「損金経理」という要件は必要とされていない。このことから所得税における減価償却は「強制償却」と言われ、その資産が業務の用に供されている限り、償却費は必要経費に算入され、償却しなかったとしても償却したものとみなされて、未償却残額を計算しなければならないとされている。また、償却しなかった金額については、更正の請求等により、遡及可能な年分について、償却すべき年分の減価償却費として必要経費に算入する是正を求めることができるのである。

所得税法と法人税法がこのようにそれぞれ取扱いを異にしているのには理由がある。

そもそも、法人税法は、各事業年度の所得の金額をその事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額と規定(法人税法22条1項)し、税率は比例税率を採用している(同法66条)。

これに対して、所得税法では、個人が担税力に応じて租税を負担するという考えから、所得が増えれば高い税率が課せられるという累進税率を基本とし(同法89条1項)、所得を、その発生や性質により利子、配当、不動産等10種類に区分してそれぞれの所得を計算し、総合されるものを総所得金額として課税する仕組みを採っている(同法21条)。このような制度の下で、法人税のように減価償却費を任意に計上することを許すと、これを利用して低い税率の適用を受けられるように課税所得金額を調整して高額な税負担を回避しようとする者が出てくる。そのため、所得税法では、法人税法と異なり、減価償却費の

任意償却を認めていないのである。

本件は、所得税の事案であり、所得税法に基づいて課税されなければならないのに、被告は所得税法と法人税法の違いを無視して法人税が定めている減価償却の仕組みを本件に適用している。これは両税法の性質の違いを無視するもので誤っている。

イ 耐用年数の意義

(ア) 耐用年数は減価償却資産について各年度の確定申告において費用（または損金）として計上できる減価償却額を計算する要素の一つである。

ここにいう減価償却とは、設備等に投下した資本（取得価額）について、取得時にその全額を費用とせず、その設備等の使用可能年数に応じて配分する手続である。

このことから明らかなとおり、耐用年数とは設備等の使用可能年数を意味することになる。

(イ) 中古住宅の適正かつ合理的な耐用年数

耐用年数が設備等の使用可能年数を意味することになると、中古住宅の適正かつ合理的な耐用年数と新築住宅の適正かつ合理的な耐用年数とは当然に異なるはずである。なぜなら、中古住宅の使用可能期間は、通常、新築住宅の使用可能期間とは異なるからである。取得した住宅が築後20年である場合と新築である場合とで、住宅としての使用可能期間が同じとみることが不適正かつ不合理であることは言うまでもない。

したがって、中古住宅の減価償却を新築住宅の耐用年数を用いて計算することは明らかに不適正かつ不合理である。

(ウ) 中古住宅の耐用年数の算定方法

中古住宅に適用される耐用年数の算定方法には、①見積法による算定方法、②簡便法による算定方法、③法定耐用年数による算定方法がある。

見積法とは、中古住宅の使用状況、取得時までの損耗の度合い、材質、構成の状況等の具体的なデータを基礎として、取得時の耐用年数を実際に見積もる方法である。この方法は現実にはかなりの資料の収集が必要となるという問題点がある。

簡便法とは、中古住宅の法定耐用年数を基礎として一定の算式により得た年数を耐用年数とする方法である。一般に中古住宅を取得した場合には簡便法によるのが実務的と考えられている。

法定耐用年数とは減価償却資産の耐用年数等に関する省令が画一的に定めた年数のことをいう。法定耐用年数は新築住宅を前提として規定されているものであるが、中古住宅であっても、建替えと同視できるような大幅なリフォームを施したような場合のように実質的には新築住宅と同視できる場合もある。また、未登記建物では新築日が不明であり、使用可能期間の算定が困難な場合もある。

このように中古住宅でも新築住宅と同視できる事情がある場合もあるので、中古住宅についても法定耐用年数で計算することが認められているのである。

このような観点からすると、そのような事情がない場合に法定耐用年数を用いることは不適正かつ不合理ということになる。

ウ 中古住宅の耐用年数の算定方法の訂正の可否

耐用年数を適正・合理的に算定する方法へ訂正することは許される。

以下、その理由を述べる。

(ア) 中古住宅に法定耐用年数を適用することの問題点

上記のとおり、法定耐用年数は、中古住宅について新築資産と同視できるなどの特段の事情がない限り、中古住宅に適用することは適正かつ合理的でない。なぜなら、新築住宅と比較して使用可能期間が短い中古住宅に新築住宅を前提とする法定耐用年数を適用すると、中古住宅の効用が喪失している年度に多額の未償却残額を損失として計上することになるからである。

このような処理が適正かつ合理性を欠き、また課税の公平性を害する結果となることは明らかである。

(イ) 所得税法の趣旨

上記のとおり所得税法は、法人税法と異なり、減価償却費の必要経費算入を強制している。納税者の意思により必要経費にしたりしなかったりという処理は許されていない。過去に誤ったものは過去に遡って直すべきものなのである。

そして、所得税法は耐用年数の訂正を許さないとする規定をどこにも置いていない。

そうであれば、訂正を認めない法的根拠はないというべきである。

(ウ) 実務上の取扱い

調査官が原告の中古住宅に法定耐用年数を適用している点を指摘し簡便法に基づく訂正を示唆していたという事実からも明らかなように、実務上、このような誤りを訂正することは認められている。

もし、誤りの訂正が認められないというのであれば、上記のような示唆をするはずがない。上記のような示唆がされたのは、法律上、上記のような訂正が許されるからに他ならない。

(エ) 原告は法定耐用年数を選択していないこと

被告は、原告の確定申告書において法定耐用年数を前提としていることについて、原告が簡便法による耐用年数ではなく法定耐用年数で計算することを選択したと主張している。

しかし、所得税の確定申告書（青色申告計算書も含めて）には、耐用年数方法について、簡便法か見積法か法定耐用年数かを選択する欄はない。

それゆえ、確定申告書において記載されている減価償却費が法定耐用年数を用いて算定されている点をとらえて、原告が簡便法による耐用年数ではなく法定耐用年数を選択したと主張しているのは根拠のない主張である。

本件は、いわば減価償却費の計算の誤りにすぎないのであり、原告が簡便法による耐用年数ではなく法定耐用年数を選択したと主張することは誤っている。

(オ) 本件の訂正は税負担の恣意的調整ではないこと

もとより、税負担の恣意的な調整は認められるべきではない。

しかし、本件は中古住宅の耐用年数として適正かつ合理的なものへの訂正であり、税負担を恣意的に調整するために訂正しようとするものではない。

上記のとおりであるので、中古住宅の耐用年数の適正かつ合理的な算定方法への訂正は許されると解すべきである。

(カ) 小括

本件は、中古住宅の耐用年数を適正かつ合理的な算定方法へ変更するものである。

本件で問題となっている建物が中古住宅であることは客観的に明白である。そして、これらの中古住宅は新築より10年ないし20年経過しており、これらの中古住宅を新築住宅と同旨すべき特段の事情は存在しない。

それゆえ、本件の中古住宅（本件各建物）について法定耐用年数を用いて減価償却費用を算定するのは不適正かつ不合理であり、計算の誤りというべきである。簡便法による耐用年数への訂正は、「耐用年数の適正かつ合理的な算定方法への訂正」に該当する。

したがって、本件の中古住宅の耐用年数について、簡便法による耐用年数への訂正を認めなかった税務署長の処分は違法というべきである。

エ 本件における償却額は、次のとおりとなる。

(ア) E

原告は、平成18年6月23日、平成5年6月11日に新築されたEの●●、●●、●●、●●、●●及び●●号室を購入後、賃貸した。同建物は、原告の取得時において新築日より13年6か月経過していた中古建物であるから、簡便法で計算すると、この建物の各物件の耐用年数は36年であるが、原告は誤って当初から新築の耐用年数である47年で計算を行ってきた。なお、借入金の返済期間は20年である。

簡便法を用いて計算すると、平成23年において必要経費に算入すべき上記Eの6室の償却額は平成23年分の確定申告計算に用いられた156万7194円ではなく199万4611円であり、償却不足額はその差額である42万7417円である(甲10)。

(イ) F

原告は、平成19年8月29日、平成8年11月7日に新築されたFの●●及び●●号室を購入後、賃貸の事業の用に供した。この建物は、原告の取得時において新築日より10年9か月経過していた中古建物であるから、簡便法で計算するとこの建物の各物件の耐用年数は41年であるが、原告は誤って当初から新築の耐用年数である50年で計算を行ってきた。なお、借入金の返済期間は20年である。

簡便法を用いて計算すると、平成23年において必要経費に算入すべき上記Fの両室の償却額は平成23年分の確定申告計算に用いられた18万3323円ではなく22万9154円であり、償却不足額はその差額である4万5831円である(甲11)。

(ウ) G

原告は、平成22年7月29日、昭和63年10月18日に新築されたGを購入後、賃貸の事業の用に供した。この建物は、原告の取得時において新築日より21年9か月経過していた中古建物であるから、簡便法で計算するとこの建物の耐用年数は29年であるが、原告は誤って当初から新築の耐用年数である47年で計算を行ってきた。なお、借入金の返済期間は20年である。

簡便法を用いて計算すると、平成23年において必要経費に算入すべきGの償却額は平成23年分の確定申告計算に用いられた125万2440円ではなく199万2518円であり、償却不足額はその差額である74万0079円である(甲12)。

(エ) 償却額に関する計算

平成23年分における確定申告書における償却不足額は、上記不足額の合計である121万3328円であり、同額を同年分の不動産所得額から追加控除した残額、すなわち同年分の不動産所得額は1296万7402円となる。この額をもって平成23年度

分における税額を計算すべきである。

(被告の主張の要旨)

ア (ア) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の本来の効用の持続する年数であって、その内容については、所得税法施行令 129 条の委任を受けた耐用年数省令に定められている。

耐用年数省令 1 条は、各減価償却資産の法定耐用年数を定めているが、中古減価償却資産については、簡便法によることができる旨の特則がある (同省令 3 条 1 項)。

したがって、法令上、法定耐用年数を使用する方法を原則としつつ、簡便法による耐用年数を選定することも認めて、いずれの方法を選定するかを納税者の判断に委ねている。

(イ) ただし、中古の減価償却資産の耐用年数を法定耐用年数によらず簡便法による耐用年数を用いて減価償却する場合には、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する年分の確定申告期限までに当該年分に係る期限内申告書においてこれを選択する意思表示をすることを要する (本件通達)。これは、納税者が利用するかしないかで、有利にも不利にもなる措置 (このような措置には、他に各種引当金なども含まれる (所得税法 52 条等参照。)) について、事後的な事情を踏まえて、当初選択した方法の変更を認めるとした場合には、課税の公平が確保できなくなるという考え方に基づくものである。

(ウ) これを本件についてみると、原告は、本件各建物について、事業の用に供したそれぞれの年分において、その耐用年数について別表 4 のとおりの法定耐用年数を選定し (乙 45 ないし 47 の「耐用年数」欄)、簡便法による耐用年数を選定していなかった以上、もはや本件各建物の耐用年数を簡便法によって算定することはできない。

したがって、平成 23 年分更正処分における不動産所得の必要経費の計算に誤りはない。

イ 原告は、本件各建物について簡便法を用いて申告したつもりであったところ、その誤りを見つけ簡便法による耐用年数に変更する更正の請求をしたものであり、法定耐用年数を選択していない旨主張する。

しかしながら、本件において、原告は、本件各建物を事業の用に供したそれぞれの年分の所得税の確定申告において、所得税青色申告決算書 (不動産所得用) に減価償却資産の計算書 (乙 45 ないし 47) を添付して川口税務署長に提出しているところ、当該計算書において、本件各建物の耐用年数には、それぞれ法定耐用年数が記載されている以上、原告は本件各建物の耐用年数につき法定耐用年数を選択したとみるほかない上、原告が簡便法を選択する意思表示をしたと解し得る記載は一切ない。

また、本件各建物の減価償却費の計算において法定耐用年数を用いることは所得税法の規定に従った適正な処理であるから、通則法 23 条 1 項 1 号が規定する「当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったこと」との更正の請求の要件に該当しないことは明らかである。

したがって、原告の上記主張は失当である。

(5) 本件各更正処分に理由附記不備の違法があるか否か (争点 5)

(被告の主張の要旨)

ア 更正処分の理由附記の程度については、最高裁昭和60年4月23日第三小法廷判決・民集39巻3号850頁において、「帳簿書類の記載自体を否認することなしに更正処分をする場合においては、右の更正処分は納税者による帳簿の記載を覆すものではないから、更正通知書記載の更正処分の理由が、そのような更正処分をした根拠について帳簿記載以上に信憑力のある資料を摘示するものでないとしても、更正処分の根拠を前記の更正処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由附記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものである限り、法の要求する更正処分理由の附記として欠けるところはない」と判示されているところである。

イ そして、本件各更正処分は、帳簿書類の記載自体を否認するものではなく、本件各更正処分に係る通知書に記載された処分理由には、更正処分の対象となった事実として、原告が青色事業専従者給与の金額を必要経費に計上したこと、及びこれに対する法的評価として、乙「は、平成21年中、常時、株式会社Bの代表取締役、有限会社Cの取締役及び有限会社Dの取締役として勤務しており、あなたの事業に専ら従事しているとは認められません。したがって、青色事業専従者給与の金額6,750,000円は、必要経費には算入されません。」などと、処分の対象となった事実及び更正処分庁の具体的判断根拠が明示されており、更正処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するという点について欠けるところはなく、また、不服申立ての便宜という点についても、更正処分庁がなぜその結論に至ったのかということが十分読み取れ、原告において、更正処分庁の判断の当否を検討するのに必要な更正処分庁の判断根拠を了知し得るものであって、実際に、原告が本件各更正処分の取消しを求める不服申立て（審査請求）を行うに当たっては、何らの不都合も生じていない。

そうすると、本件各更正通知書の更正理由は、更正処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由附記制度の趣旨目的を充足し、法の要求する更正理由の附記として欠けるところがないことは明らかな適法なものである。

(原告の主張の要旨)

ア 本件各更正処分には、いずれも単に理由附記として、平成21年分については、「……同人（注：乙）は、平成21年中、常時、株式会社Bの代表取締役、有限会社Cの取締役及び有限会社Dの取締役として勤務しており、あなたの事業に専ら従事しているとは認められません。」と記載されているだけであり、平成22年分、平成23年分についても、全く同じ内容の理由附記がされているだけである。

イ しかし、更正処分をした法的根拠を明らかにしていないだけでなく、「常時」と判断した根拠となる事実を具体的に明らかにしていないし、また乙がA事務所の事業に6か月以上従事している事実があるのに、同氏がA事務所の事業に専ら従事していると認めなかった理由も明らかにされていない。

このことは、係争年度の青色更正処分の理由附記に不備があり、更正処分の内容の検討に入るまでもなく、そのことだけで違法であるというべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1（本件訴えのうち、平成23年分更正処分のうち総所得金額2505万4473円及び納付すべき税額65万円を超えない部分の取消請求に係る部分の適法性）について

(1) 所得税のような申告納税方式による国税は、その納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とするものであるところ（通則法16条1項1号、同条2項1号、所得税法120条）、そのような国税につき納税者において申告により自ら確定させた税額等が過大であるとするときは、一定期間に限り、税務署長に対して、その申告に係る課税標準等又は税額等につき税務署長において更正をすべき旨の請求（更正の請求）をすることができ（通則法23条1項）、納税者がこのような更正の請求をしようとする場合には、その請求に係る更正後の課税標準等又は税額等やその更正の請求をする理由等を記載した更正請求書を税務署長に提出すべきものとされており（同条3項）、税務署長は、そのような更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査した上で、納税者に対し、更正又は通知処分をすることとされている（同条4項）。

このように、申告納税方式による国税について、その申告に係る課税標準等又は税額等の誤り等の是正が更正の請求という特別の方式によるべきものとされているのは、課税標準等や税額等の確定を最もその事情に通じている納税者自身の責任による申告に基づいてするものとされた国税については、その誤り等の是正は法律が特に認めた場合に限ることが、租税法関係等を早期に安定させるという要請に沿うものである上、納税者に対しても過当な不利益を強いるおそれがないといえるからであると解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照）。

以上のような申告納税方式及び更正の請求の制度の趣旨に照らせば、確定申告に係る納付すべき税額等（申告額）を超えない部分については、更正の請求によりその是正を求めない限り、納税者において自らの申告によりこれを自認してその額を確定させたというべきものであり、その是正のために法律が特に設けた手続を執っていない以上、納税者にとって当然に不利益なものであるということもできないから、原則として、その是正を求めることはできないというべきである。

したがって、確定申告に対してされた増額更正の処分のうち、申告額を超えない部分の取消しを求める訴え部分については、原則として、訴えの利益がないというべきである。

(2) ア 本件において、前提事実のとおり、原告は、総所得金額を2505万4473円、納付すべき税額を65万円とする平成23年分の所得税の確定申告書を川口税務署長に提出し、総所得金額を3035万4473円、納付すべき金額を277万円とする平成23年分更正処分を受けた後、総所得金額を2914万1147円、納付すべき税額を228万4800円とする更正の請求2を行っているのであるから、原告は、本件訴えにおいて、申告額を超えない部分（総所得金額2384万1147円、納付すべき税額16万4800円を超える部分）について、更正の請求による是正を求めることなく、その取消しを求めていることになる。

イ ところで、上記の経過を子細にみると、前提事実のとおり、原告は、平成23年分の所得税について、平成24年12月21日付けで、乙が本件事業に専ら従事しているとは認められず、青色事業専従者給与の金額が必要経費に算入されないとの理由（以下「青色事業専従者非該当の理由」という。）で平成23年分更正処分を受け、その後、平成25年2月6日、本件各建物の減価償却費の計算において、簡便法による耐用年数に誤りがあったため過少に計算をしたことを理由（以下「耐用年数訂正の理由」という。）として川口税務署長に対し更正の請求2をした後、同月12日に平成23年分更正処分につ

いて国税不服審判所長に対し本件審査請求をし、同年5月16日付けで、本件通知処分を受けたことから、同年6月10日に本件通知処分について異議申立てをし、通則法90条3項の規定により、同申立てが国税不服審判所長に対する審査請求とみなされて、これらの各審査請求が国税不服審判所において併合審理され、平成26年2月4日付けで、各審査請求を棄却する旨の裁決がされたことから、上記の各理由により平成23年分更正処分が違法であるとして、本件訴えを提起していることになる。

そうすると、原告は、平成23年分更正処分を受けた後、その不服申立期間内において、耐用年数訂正の理由による税額等の減額を求めて更正の請求2をするとともに、青色事業専従者非該当の理由による平成23年分更正処分の税額等の増額分を争って本件審査請求をしているのであって、不服審査の手続においては、これら二つの不服申立てが併合審理されていたことになる。そして、仮に、平成23年分更正処分の青色事業専従者非該当の理由による税額等の増額分が取り消され、かつ耐用年数訂正の理由による税額等の減額もされたとして、原告の平成23年分の所得税の税額等を計算すると、総所得金額2384万1147円、納付すべき税額16万4800円となる。

ウ 他方、証拠(乙2)によれば、原告は、更正の請求2に際し、更正請求書における「請求額の計算書」中の「申告し又は処分の通知を受けた額」の項のうち、「総合課税の所得金額」の「合計」の欄に3035万4473円と、「納める税額」の欄に277万円と記載しており、また、「請求額の計算書」中の「請求額」の項のうち、「総合課税の所得金額」の「合計」の欄に2914万1147円と、「納める税額」の欄に228万4800円とそれぞれ記載していることが認められるところ、かかる記載を形式的にみる限り、原告は、更正の請求2において、平成23年分更正処分の額を前提として、総所得金額を2914万1147円、納付すべき税額を228万4800円に減額することを求めているというべきことになり、申告額を超えない部分まで減額することを求めているとみることは困難であるというほかはない。

そして、この点について、被告は、原告が申告額を超えない部分をも争うためには、上記の「請求額」の項に、それぞれ、総所得金額2384万1147円、納付すべき税額16万4800円に相当する金額を記載すれば足りたのに、原告がこれをしていなかった旨の指摘をするので、以下において、上記の更正請求書について検討する。

(ア) 通則法23条3項は、更正の請求をしようとする者は、「その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない」と定め、更正請求書の記載事項について、「その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等」及び「当該更正後の課税標準等又は税額等」の記載を求めているところ、同条1項の柱書きが、「その申告に係る課税標準等又は税額等」につき更正をすべき旨を請求することができるとし、括弧内において、更正処分があった場合においては、「その申告に係る課税標準等又は税額等」を「当該更正処分後の課税標準等又は税額等」とする旨を定めていることを踏まえると、更正処分がされた後に更正の請求をする場合、更正請求書の記載事項を定めた同条3項にいう「その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等」については、更正処分がされた後の課税標準等又は税額等を、「当該更正後の課税標準等又は税額等」については、

更正処分がされた後の税額等を基礎として、当該更正の請求が認められたものとして算定される課税標準等又は税額等を、それぞれ記載することが予定されているものとみることができる。

(イ) そして、更正請求書の書式(乙2)をみると、上記の「その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等」に対応するとみられる「請求額の計算書」の「申告し又は処分の通知を受けた額」の項(中列)と、「当該更正後の課税標準等又は税額等」に対応するとみられる「請求額の計算書」の「請求額」の項(右列)が設けられていることが認められる。

(ウ) 上記(ア)、(イ)に述べたところによれば、更正請求書(乙2)には、増額の更正処分がされた後に更正の請求をする場合において、更正処分に不服があったとしても、その不服申立ての前には、更正処分に対する不服の金額を踏まえた上で、申告額を超えない(下回る)金額を記載することを想定した箇所が設定されていないことになるのであるから、その記載要領に形式的に従う限り、納税者において、「その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等」には、更正処分がされた後の課税標準等又は税額等を、「当該更正後の課税標準等又は税額等」には、更正処分がされた後の税額等を前提として、当該更正の請求が認められたとして算定される課税標準等又は税額等を、それぞれ記載するものとするのも、やむを得ない面があるというべきである。

(エ) そして、本件においても、原告は、耐用年数訂正の理由での更正の請求2をする際、更正請求書(乙2)の記載要領に従い、平成23年分更正処分がされた後の「課税標準等又は税額等」の記載をした上で、平成23年分更正処分がされた後の「課税標準等又は税額等」を前提として、耐用年数訂正の理由(更正の請求1)が認められたとして算定される課税標準等又は税額等(総所得金額2914万1147円、納付すべき税額228万4800円)の記載をしているところ、原告が、平成23年分更正処分を受けた後、その不服申立期間内において、更正の請求2をしており、その後平成23年分更正処分に対する本件審査請求をしていることにも鑑みると、更正の請求2に際し、更正請求書の「請求額」の項に、総所得金額2384万1147円、納付すべき税額16万4800円に相当する金額を記載することは極めて困難であったというほかはない。

しかも、原告は、前提事実(4)イのとおり、平成23年分更正処分を受けた後、更正の請求2に先だって、平成25年1月22日に、総所得金額2384万1147円、納付すべき税額16万4800円に相当する金額を記載した更正請求書を提出して更正の請求1をしていたところ、証拠(甲31、33)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、川口税務署から、平成23年分更正処分を前提とした金額を記載した更正請求書を出し直してほしい旨の通知を受けて、更正の請求1を取り下げたと述べていることが認められるのであって、この点においても、原告において、更正の請求2に際し、更正請求書に申告額を超えない部分まで減額することを求める旨の記載をすることができなかつたとしてもやむを得ない事情があったといえることができる。

エ 以上のとおり、本件において、原告は、平成23年分更正処分を受けた後、その不服申立期間内において、更正の請求2をするとともに、平成23年分更正処分に対して本件審査請求をしており、これら二つの不服申立てが併合審理されていたこと、増額の更

正処分がされた後に更正の請求をする場合において、更正処分に不服があったとしても、その不服申立ての前には、更正処分に対する不服の金額を踏まえた上で、申告額を超えない金額を記載することを想定した箇所が設定されておらず、原告は、その記載要領に従って、更正処分を前提として総所得金額、納付すべき税額を記載したにすぎず、しかも、後に取り下げているとはいえ、更正の請求2に先だって、申告額を超えない金額を記載した更正請求書を提出して更正の請求1をしていたことなど、上記のような事実関係等の下においては、一連の不服申立ての通手続を通じれば、原告が申告額を超えない部分（総所得金額2384万1147円、納付すべき税額16万4800円を超える部分）まで争う趣旨であることが明らかにされていたといえる一方、原告が、更正の請求2において、その更正請求書の「請求額」の項に、総所得金額2914万1147円、納付すべき税額228万4800円に相当する金額を記載したことをもって、これを自認していたと断ずることはできないといえるべきであって、更正の請求2に係る更正請求書に申告額を超えない部分まで減額を求める旨の記載をしていなかったとしてもやむを得ない特段の事情があったといえるべきである。したがって、原告は、本件訴えにおいて、申告額を超えない部分（総所得金額2384万1147円、納付すべき税額16万4800円を超える部分）の取消しを求めることも許されると解するのが相当である（なお、本件において、原告は、通則法上、改めて申告額を超えない部分まで減額を求める更正の請求をすることができるとしても、あえて形式的にこれをすべきことを求めるまでもないといえるべきであるから、この点は、上記の判断を左右するものではない。）。

(3) 以上によれば、本件訴えのうち、平成23年分更正処分のうち総所得金額2505万4473円及び納付すべき税額65万円を超えない部分の取消請求に係る部分は適法といえるべきである。

2 争点2（本件訴えのうち、本件通知処分の取消請求に係る部分の適法性）について

(1) 原告は、本件訴えにおいて、平成23年分更正処分の取消しを求めるとともに、本件通知処分の取消しをも求めている。

(2) 更正処分は、納税者の提出した納税申告書について、税務署長が、課税標準、税額等が、その調査した結果と異なる場合に、調査により得た資料等に基づき、課税の要件に係る事実を全体的に見直し、申告された税額をも含め、納税義務の総額を確定することを目的として、上記の課税標準、税額等を更正するものであり、増額更正処分は、単に、申告された税額に対し、更正された税額との差額分の税額を追加するものではなく、申告により一応確定した税額を変更し、申告された税額を含めて納税者の納税額の総額を確定するものと解される。他方、通知処分は、納税者の申告による税額の減額等を求める更正の請求に対し、減額更正処分をしない旨の処分であり、申告された税額等について減額しないことを確定させる効果を有するものである。

そうすると、増額更正処分と通知処分は、いずれも所得税の納税義務の確定に関わる処分であるところ、通知処分は、申告された税額の減少のみに関わるのに対し、増額更正処分は、納付すべき税額全体に関わり、実質的には申告された税額を正当でないものとして否定し、これに増額変更を加えて税額の総額を確定するものであるから、増額更正処分の内容は、減額更正処分をしない旨の通知処分の内容を包摂する関係にあるといえることができる。

したがって、増額更正処分と通知処分がされた場合、税額等を争う納税者は、これらの処分の前後を問わず、増額更正処分の取消しを求める訴えを提起して争うことにより、税額の全体を争うことができるのであって、これと別個に通知処分を争う利益を有しないものと解すべきである。そして、このように解することが、同一の所得税の納税義務に関わる両処分の訴訟が別個に係属することにより生ずる審理判断の重複、抵触を避けるためにも相当である。

- (3) 本件においては、平成23年分の所得税について、増額更正処分（平成23年分更正処分）と通知処分（本件通知処分）がされているところ、原告は、本件訴えにおいて、平成23年分更正処分の取消しを求めているのであるから、本件通知処分の取消しを求める利益はないことになる。

したがって、本件訴えのうち、本件通知処分の取消しを求める部分は、訴えの利益がなく、不適法であるというべきである。

- 3 争点3（平成21年ないし平成23年において、乙は、原告の営む事業に専ら従事する青色事業専従者に該当するか）について

- (1) ア 所得税法56条は、居住者と生計を一にする配偶者及びその他の親族が、その居住者の営む事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入しない旨を定め、同法57条1項は、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む事業所得を生ずべき事業に従事するもの（青色事業専従者）が、一定の記載方法に従い、その記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同法56条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る事業所得の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする旨を定めている。

- イ 所得税法施行令165条1項は、所得税法57条1項に規定する居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が専らその居住者の営む同項に規定する事業に従事するかどうかの判定は、事業専従期間がその年を通じて6か月を超えるかどうかによる旨を定め、所得税法施行令165条2項は、同条1項の場合において、同項に規定する親族につき次の各号の一に該当する者である期間があるときは、当該期間は、事業専従期間に含まれないものとし、2号として、「他に職業を有する者（その職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）」を定めている。

- ウ 以上のとおり、所得税法施行令165条2項2号の規定は、居住者の営む事業に従事する同条1項の親族につき、「他に職業を有する者」である期間は、原則として事業専従期間に含まれないとしつつ、それらの者のうち「その職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」を例外的に除くものとしているところ、上記のような規定によれば、かかる例外に該当するかどうかについて

は、他の職業に従事する時間がおおよそ短く、当該事業に専ら従事することが妨げられないことが一見して明らかであるかどうか、さらには、上記に当たらない場合を含め、当該事業及び他の職業の性質、内容、従事する態様その他の諸事情に照らし、実質的にみて当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められるかどうかによって判断するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、前提事実のとおり、乙は、平成21年ないし平成23年において、本件事業に従事するほか、これらの期間を通じて、Bの代表取締役、C及びDの取締役として、関連会社の業務に従事していたのであって、上記の期間を通じて「他に職業を有する者」であったことは明らかであるから、乙が「その職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」に該当しない限り、事業専従期間は存在しないことになる。そこで、以下においては、上記のような見地から、乙が青色事業専従者に該当するかどうかについて検討することとする。

ア 前提事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨を併せると、関連会社の業務等に関し、以下の事実が認められる。

(ア) Bについて

- a Bは、不動産の賃貸借・管理、その代理仲介に関する業務及び不動産の清掃業務等を行う法人であり、平成21年8月期から平成24年8月期において、代表取締役の乙及び取締役の原告のほかに従業員が5、6名おり、A事務所とは別の場所に事務所が置かれていた。上記の期間における同社の売上高は、約5400万円ないし約8400万円であった。(前提事実(1)イ、甲32)
- b 乙は、Bの宅地建物取引主任者の地位にあった(前提事実(2)エ)。
- c 乙のBにおける役員報酬の額は、平成21年分が120万円、平成22年分が160万円、平成23年分が240万円であった(乙42ないし44)。

(イ) Cについて

- a Cは、経営コンサルタント業務、都市開発・土地開発に関する設計、建築工事の請負及びコンサルタント業務等を行う法人であり、平成21年4月期ないし平成24年4月期において、代表取締役の原告及び取締役の乙のほかに従業員はおらず、事務所はA事務所と同一の場所に置かれていた。上記の期間における同社の売上高は、約1500万円ないし約3700万円であった(前提事実(1)ウ、甲32)。
- b 乙のCにおける役員報酬の額は、平成21年分が600万円、平成22年分が520万円、平成23年分が480万円であった(乙42ないし44)。

(ウ) Dについて

- a Dは、建築コンサルタント業務、不動産の売買・交換・貸借・管理及びその代理仲介に関する業務等を行う法人であり、平成21年10月期ないし平成24年10月期において、代表取締役の原告及び取締役が乙のほかに従業員(アルバイト)が3名おり、A事務所のある建物内の一室が事務所として使用されていた(独自の入口や鍵の付いた扉はない)。上記の期間における同社の売上高は、約1200万円ないし約3200万円であった(前提事実(1)エ、甲32)。
- b 乙のDにおける役員報酬の額は、本件各係争年分において、いずれも240万円であった(乙42ないし44)。

(エ) 乙の確定申告について

乙は、上記(ア)ないし(ウ)の役員報酬について、それぞれ所得税の確定申告をした(乙42ないし44)。

イ 本件聴取書について

(ア) 本件聴取書(乙34)によれば、乙は、平成24年10月25日、午後2時15分から同日午後3時10分までの間、川口税務署職員を聴取者として申述したものとして、本件聴取書が作成されているところ、本件聴取書において、乙は、A事務所での具体的な業務内容について説明した上で、本件事業の業務と関連会社の業務に従事する時間を明確に区分することはできないとしながら、1日当たり12時間の業務に従事する間、A事務所の仕事に従事する時間は「6時間くらい」、Bの仕事に従事している時間は「おおむね3時間程度かそれ以上の時間」、Cの仕事に従事している時間は「しいて言えば1～2時間程度」、Dの仕事に従事している時間は「しいて言えば1～2時間程度」であると申述している。

また、乙は、Bにおける仕事の内容は、「従業員が作成する報告書のチェックや取引銀行回り、通帳記帳、経費関係の支払いの指示・確認、毎日の入出金の記帳指示・確認、資金移動、新規・更新契約の都度の契約書のチェック、シフト表のチェック、職安への求人の更新指示、管理物件の現地確認などの仕事」であること、Cとする仕事の内容は、「会社の取引先である銀行回り、通帳記帳指示・確認、毎日の入出金記帳指示・確認」、「家賃入金管理や所有建物・車・敷地回りのチェック及び指示などの仕事」であること、Dにおける仕事の内容は、「会社の取引先である銀行回り、通帳記帳指示、毎日の入出金記帳指示、所有物件・車の点検・確認・指示などの仕事」であることをそれぞれ申述している。

(イ) そして、証拠(甲32、証人乙)によれば、乙に対する聴取がされた際に、原告も同席し、乙が関連会社の業務に従事していた時間について、原告が「せいぜい1、2時間かな」などというのに合わせて答えたものが本件聴取書の記載になった旨の供述をしていることが認められるところ、これに加えて、本件聴取書には、「聴取の手続」として、「聴取者は申述者の任意申述を収録し、申述者はこれに誤りのないことを確認して署名押印した。」と記載された欄の下部にある「申述者の署名印」欄に、乙の署名及び押印がされており、これらの記載から、乙が本件聴取書の内容を確認した上で署名押印したものであると認められること、本件聴取書に記載された仕事の内容についての申述は、極めて具体的かつ詳細であることにも照らすと、本件聴取書の記載内容については、乙が申述した内容のとおり聴取されて記載されたものと認めることができる。

(ウ) さらに、本件聴取書には、「経理作業ノート」の一部の写しが添付されているところ、乙は、A事務所のほか、B等の関連会社の経理関係について同人が指示した内容が記載されていると述べており、同ノートの写しをみると、種々の事務についての記載があり、特に、「㊸」と印され、Bに関する業務とみられる事項が数多く記載されていることが認められる。

ウ 「乙の1日」、乙の証言、陳述書(甲32)等について

(ア) 原告は、乙のA事務所及び関連会社における業務内容と「通常時勤務時間」等が記載された平成25年1月8日付けの「乙の1日」と題する書面(甲18。以下「乙の1日」

という。)を提出しているところ、同書面には、乙についての「各社1日の勤務時間と割合」として、「通常時勤務時間(割合)」欄に、A事務所は、「平均1日7~8H(75%)」、Bは、「通常1.5H以内(15%)」、Cは、「通常平均30分以内(5%)」、Dは、「通常平均30分以内(5%)」と記載されており、上記の関連会社3社での「通常時勤務時間」は、合計で2時間30分以内とされている。

なお、同書面について、原告及び乙は、いずれも乙の業務を精査し、1週間以上かけて作成した旨の供述等をしている(証人乙、原告本人)。

(イ) 乙は、平成27年12月8日付けの陳述書(甲32)においては、Bでの仕事に従事する時間は、平均すると1日当たり約30分、C及びDにおける仕事に従事する時間は、平均すると1日当たりそれぞれ約10分にすぎないと述べている。

また、乙は、同陳述書において、朝9時に、自宅において、電話でA事務所の従業員に対し、その日の業務の具体的な指示、確認を行うなどし、午後1時頃にA事務所に出勤し、午前中の作業報告を確認してから、確定申告時期以外は、通常、午後7時頃まで、確定申告時には、午後10時半頃まで、作業に従事していたと述べており、そのうち、関連会社の業務についてみると、Bについては、乙が担当する業務として、①「取引主任者・会計・契約」の業務では、賃貸案件について関与し、定型的な書式を使用した不動産の賃貸借契約に関する書類のチェック作業として、新たな賃借人の名前の確認、現在の住所と住民票や印鑑証明の住所が一致することの確認、契約開始日や賃料、敷金の確認などであり、また、②「会計」の業務では、入出金の管理と従業員の給与計算のチェック(乙は、これについて、主にA事務所のスタッフが作業を行っている)と述べている。)のほか、シフト表、業務報告書、朝礼議事録、電話記録等の確認作業を担当しており、これらは、主として、乙がA事務所又は自宅にいる間に行っていた旨を述べている。

(ウ) 乙は、証人尋問においては、Bの仕事に従事する時間は、1日平均1.5時間、C及びDの仕事に従事する時間は、1日当たりそれぞれ「最大で30分以内」と証言する。

また、原告は、本人尋問において、「乙の一日」(甲18)における乙に関する「各社1日の勤務時間と割合」の記載について、主尋問においては、「ほぼ正しい」と供述しつつも、Bの「通常時勤務時間」は、全体の「10%以内」であり、1日の平均では30分から1時間くらいである旨の供述をする一方で、反対尋問においては、最大では1.5時間であり、主尋問における上記供述について、「乙の一日」の記載を訂正する趣旨ではない旨の供述をしている。

エ 以上に述べたところを踏まえて検討すると、原告及び乙が概ね正しいとしている「乙の一日」の記載によっても、1日の業務のうち、A事務所の「通常時勤務時間」は、7~8時間程度であるのに対し、関連会社3社での「通常時勤務時間」は、合計で2時間30分以内とされているのであって、しかも、原告及び乙の供述等を踏まえても、特に、代表取締役の地位にあったBに関する乙の業務には相応の事務量があること自体は否定し難いものであり、これらの業務については、同社の事務所に赴いた時のほか、主として自宅又はA事務所において従事していたことになる(なお、この点だけを見ても、他の職業に従事する時間がおおよそ短く、当該事業に専ら従事することが妨げられないことが一見して明らかであるということとは困難である)。

そして、乙は、いずれも1年の売上高が1000万円を優に超える規模の関連会社にお

いて、代表取締役又は取締役として業務に従事しており、その役員報酬の合計額は、平成21年分が960万円、平成22年分が920万円、平成23年分が960万円であり、A事務所に係る本件各給与の額(平成21年分が675万円、平成22年分が572万円、平成23年分が530万円)をはるかに超えるものというべきであり、このうち、Bについてみても、乙は、代表取締役であるとともに宅地建物取引主任者の地位にあったのであり、その報酬として、平成21年分に120万円、平成22年分に160万円、平成23年分に240万円を得ていたことになる上、乙は、これらについて、所得税の確定申告をしているのであるから、自ら業務に見合った報酬を得ていることを自認しているものというべきであるのに対し、上記ウのとおり原告及び乙の供述等によれば、上記のような報酬額に見合う業務は、およそしていないことになるのであって、かかる原告及び乙の供述等には、これを合理的に裏付けるものがないというほかはない。

このことに加え、「乙の1日」について、乙は、原告が平成24年12月21日付けで本件各更正処分等を受けた後、平成25年2月12日に本件審査請求をする前に、原告と乙とで作成した旨の証言をしているところ、その作成時期に鑑みると、本件審査請求における手続において原告に有利となる証拠として提出することを想定して作成したことは明らかであり、その正確性を裏付ける客観的な証拠等が提出されていないことも踏まえると、その信用性が高いとは認め難いものといわざるを得ない上、乙の証言と陳述書(甲32)の内容にも食違ひがある点についても合理的な理由は見当たらない。

これに対し、本件聴取書においては、乙が実際に従事している各社の業務内容について、極めて具体的かつ詳細に申述したものであるということができるところ、添付された「経理作業ノート」の一部の写しからも、このことが裏付けられるというべきであって、このように自ら行っていた業務内容自体について、虚偽の申述をする合理的な理由も見出し難い。

オ 以上の諸点に照らすと、乙の関連会社の業務についての本件聴取書の記載は、十分信用することができるというべきであり、これらの記載内容を踏まえると、関連会社の経理、会計等の業務について、関連会社から業務委託を受けたA事務所の従業員が行っていたなどとする乙の供述等を考慮しても、乙の関連会社の業務は、特に、代表取締役を務めるBの業務を中心として、前記イ(ア)のとおり種々の事務について相応の業務量があったものというべきである。これに対し、本件事業は、A事務所における原告の税理士業務であって、乙は、原告の「所長代理」ないし「所長補佐」として、同事務所の税務、会計業務に従事していたというところ、乙は、関連会社の業務とA事務所の本件事業に係る業務とを、主として自宅又はA事務所において行っていたことになるのであるから、各業務の性質、内容、従事する態様等に照らし、乙の関連会社の業務について、本件事業に専ら従事することが妨げられないものであったとまでは認め難いというべきである。

(3) 以上によれば、乙は、「その職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」に該当するとはいえ、平成21年ないし平成23年の各期間を通じて「他に職業を有する者」であったことになるから、本件事業に係る事業専従期間があった期間が6か月を超える年はなく、したがって、本件各係争年分のいずれにおいても、本件事業に係る青色事業専従者には該当しないというべきである。

4 争点4 (原告の平成23年分の所得税について、本件各建物の減価償却費の算定に当たり、

法定耐用年数の数字を用いたものを簡便法による耐用年数を用いたものに訂正することができるか) について

(1) ア 所得税法は、減価償却資産につきその償却費として同法37条の規定によりその者の不動産所得の金額等の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で通減する償却の方法その他の政令で定める償却の方法の中からその者が当該資産について選定した償却の方法に基づき政令で定めるところにより計算した金額とし(所得税法49条1項)、その選定し得る「償却の方法」等に関し、必要な事項は政令で定めるものと規定し(同条2項)、これを受けて政令(所得税法施行令120条及び120条の2)は、減価償却資産の種類別に納税義務者が選定し得る償却方法を定めている。

そして、納税義務者が選択した償却方法に基づき、償却費として必要経費に算入される金額の算定に当たって必要となる減価償却資産の耐用年数の内容については、所得税法施行令129条の委任を受けた耐用年数省令に定められており、耐用年数省令1条は、減価償却資産の法定耐用年数を定めているが、中古減価償却資産については、簡便法等による耐用年数を用いることができる旨を定めている(同省令3条1項)。

上記の各規定によれば、納税義務者は、中古減価償却資産の償却費の算定に当たり、当該資産の耐用年数については、耐用年数省令1条に定める法定耐用年数のほか、同省令3条に定める簡便法等による耐用年数を選択することができるということになる。

イ ところで、本件通達によれば、中古の減価償却資産の耐用年数を法定耐用年数によらず簡便法等による耐用年数を用いて減価償却する場合には、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する年分の確定申告期限までに当該年度に係る期限内申告書においてこれを選択する意思表示をすることを要するものとされており、国税庁長官による昭和45年6月4日付け「所得税についての耐用年数の適用等に関する取扱いについて」と題する書面において、同通達は、所得税にも適用するものとされている(甲5)。

減価償却は、減価償却資産が長期間にわたって収益を生み出す源泉であり、その取得に要した金額は、将来の収益に対する費用の一括前払の性質を持っているため、費用収益対応の原則から、その取得費は、取得の年度に一括して費用に計上するのではなく、使用又は時間の経過によってそれが減価するのに応じ徐々に費用化するのが相当であるとして認められた制度であって、所得計算の適正を維持するためには、同一の計算方法を継続的に用いることが必要となると解されるところ、このことからすれば、減価償却資産の償却費の算定に当たって用いられる耐用年数についても、同一の内容のものを継続して用いる必要があるということになる。

そうすると、本件通達は、上記アの減価償却について定める法令から導かれる手続要件を定めたものとして合理的なものであるというべきであり、同通達に従った処理は適法であるというべきである。

ウ 本件においては、証拠(乙45ないし47)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各建物について、事業の用に供したそれぞれの年分(平成18年分、平成19年分及び平成22年分)において、その耐用年数について別表4のと通りの法定耐用年数を選択し、簡便法による耐用年数を選択していなかったことが認められるから、本件通達によれば、原告は、平成23年分の所得税の確定申告において、本件各建物の耐用年数を

簡便法による耐用年数を用いて算定することはできないというべきである。

エ これに対し、原告は、本件各建物について簡便法の耐用年数を用いて申告したのであって、法定耐用年数を選択したものではない旨主張するが、証拠（乙45ないし47）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各建物を事業の用に供したそれぞれの年分の所得税の確定申告において提出した所得税青色申告決算書（不動産所得用）添付の減価償却資産の計算書において、本件各建物の耐用年数として、いずれも法定耐用年数を記載していたことが認められる一方で、原告が簡便法による耐用年数を選択していたと認めるに足りる証拠等は見当たらないから、本件各建物の耐用年数として法定耐用年数を用いていたことは明らかであるといわざるを得ない。

(2) 以上によれば、原告の平成23年分の所得税について、本件各建物の減価償却費の計算に当たり、法定耐用年数の数字を用いたものを、簡便法による耐用年数を用いたものに訂正することはできないというべきである。

5 争点5（本件各更正処分に理由附記の不備の違法があるか否か）について

(1) 所得税法155条2項が、青色申告書に係る所得税について更正処分をする場合には更正通知書に更正の理由を附記すべきものとしているのは、所得税法が、青色申告書に係る所得の金額の計算については、それが法定の帳簿組織による正当な記載に基づくものである以上、その帳簿の記載を無視して更正処分がされることがないことを納税者に保障した趣旨に鑑み、更正処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨に出たものと解されるところ、帳簿書類の記載自体を否認することなしに更正処分をする場合においては、当該更正処分は納税者による帳簿の記載を覆すものではないから、更正通知書記載の更正の理由が当該更正の根拠を上記の理由附記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものである限り、法の要求する更正理由の附記として欠けるところはないと解するのが相当である（最高裁昭和60年4月23日第三小法廷判決・民集39巻3号850頁参照）。

(2) 本件各更正処分は、帳簿書類の記載自体を否認するものではないことは明らかであるところ、本件各更正処分に係る通知書（乙8、29、30）には、いずれも、「処分理由」として、原告が乙を青色事業専従者として、その給与の金額を必要経費に計上しているが、乙は、Bの代表取締役、Cの取締役及びDの取締役として勤務しており、本件事業に専ら従事しているとは認められないこと、したがって、青色事業専従者給与の金額は、必要経費には算入されないこと、事業所得の金額は、申告額に必要経費に算入された上記青色事業専従者給与の金額を加算した金額になることなどが記載されている。

そうすると、本件各更正処分に係る通知書には、更正処分の理由として、その対象となった事実及び更正処分庁の具体的な判断根拠が明示されており、更正処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制し、不服申立ての便宜を図るという理由附記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的な明示がされているものというべきであり、法が求める理由の附記として欠けるところはなく、本件各更正処分について理由附記の不備の違法はないというべきである。

6 本件各更正処分等の適法性について

これまで述べたところに加えて、本件全証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件各更正処分等の根拠及びその適法性については、別紙2に記載のとおりであると認めることができるから、

本件各更正処分等は、いずれも適法である。

第4 結論

以上の次第であって、本件訴えのうち、本件通知処分の取消請求に係る部分は不適法であるからこれを却下し、その余の部分に係る請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 館内 比佐志

裁判官 荒谷 謙介

裁判官宮端謙一は、差支えのため署名押印をすることができない。

裁判長裁判官 館内 比佐志

関係法令等の定め

1 国税通則法(以下「通則法」という。)の定め(ただし、平成23年分の所得税に関するもの)

(1) 16条

ア 1項

国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

- 1号 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。
- 2号 賦課課税方式 納付すべき税額がもっぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

イ 2項

国税(通則法15条3項各号に掲げるものを除く。)についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

- 1号 納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 申告納税方式
- 2号 前号に掲げる国税以外の国税 賦課課税方式

(2) 23条

ア 1項

納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年(2号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、9年)以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等に関し次条又は26条の規定による更正(以下この条において「更正」という。)があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

- 1号 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額(当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額)が過大であるとき。
- 2号 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額(当該金額に関し更正があった場合には、当該更正後の金額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に純損失等の金額の記載がなかったとき。
- 3号 1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額(当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に還付金の額に相当する税額の記載がなかったとき。

イ 2項 (略)

ウ 3項

更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

エ 4項

税務署長は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

オ 5項ないし7項 (略)

(2) 24条

税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

2 所得税法の定め

(1) 2条

ア 1項

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号ないし18号 (略)

19号 減価償却資産 不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

20号ないし48号 (略)

イ 2項 (略)

(2) 49条

ア 1項

居住者のその年12月31日において有する減価償却資産につきその償却費として所得税法37条の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逡減する償却の方法その他の政令で定める償却の方法の中からその者が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかった場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

イ 2項

前項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

(3) 56条

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

(4) 57条

ア 1項

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む事業所得を生ずべき事業に従事するもの（以下「青色事業専従者」という。）が、一定の記載方法に従い、その記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、所得税法56条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるもの（以下「青色事業専従者給与」という。）は、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る事業所得の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする。

イ 2項ないし8項（略）

3 所得税法施行令の定め

(1) 6条

所得税法2条1項19号に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

1号 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）

2号ないし9号（略）

(2) 120条

ア 1項

平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産（括弧内省略）の額の計算上選定をすることができる同項に規定する政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

1号 建物（3号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法
イ 平成10年3月31日以前に取得された建物 次に掲げる方法

(1) 旧定額法（当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計

算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。)

- (2) 旧定率法 (当該減価償却資産の取得価額 (第2年目以後の償却の場合にあっては、当該取得価額から既に償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額を控除した金額) にその償却費が毎年一定の割合で逡減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。)

ロ イに掲げる建物以外の建物 旧定額法

2号ないし6号 (略)

イ 2項及び3項 (略)

- (3) 120条の2 (平成23年政令第378号による改正前のもの。以下同じ。)

ア 1項

平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産 (括弧内省略) の償却費の額の計算上選定をすることができる所得税法49条1項に規定する政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

1号 建物 (3号及び6号に掲げるものを除く。) 定額法 (当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。)

2号ないし6号 (略)

イ 2項及び3項 (略)

- (4) 129条

減価償却資産の所得税法施行令120条1項1号及び3号並びに同令120条の2第1項1号及び3号に規定する耐用年数、同令120条1項1号及び同令120条の2第1項1号に規定する耐用年数に応じた償却率、同号に規定する耐用年数に応じた改定償却率、同条2項1号に規定する耐用年数に応じた保証率並びに同令120条1項1号及び3号に規定する残存価額については、財務省令で定めるところによる。

- (5) 165条

ア 1項

所得税法57条1項又は3項に規定する居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が専らその居住者の営むこれらの規定に規定する事業に従事するかどうかの判定は、当該事業に専ら従事する期間 (以下「事業専従期間」ということがある。) がその年を通じて6月を超えるかどうかによる。ただし、同条1項の場合にあっては、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業に従事することができる期間を通じてその2分の1に相当する期間を超える期間当該事業に専ら従事すれば足りるものとする。

1号 当該事業が年の中途における開業、廃業、休業又はその居住者の死亡、当該事業が季節営業であることその他の理由によりその年中を通じて営まれなかったこと。

2号 当該事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由によりその年中を通じてその居住者と生計を一にする親族として当該事業に従事することができなかったこと。

イ 2項

前項の場合において、同項に規定する親族につき次の各号の一に該当する者である期間があるときは、当該期間は、同項に規定する事業に専ら従事する期間に含まれないものとする。

1号 学校教育法1条、124条又は134条1項の学校の学生又は生徒である者（夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法第124条又は同項の学校の生徒で常時修学しないものその他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）

2号 他に職業を有する者（その職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）

3号 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

4 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）

(1) 1条1項

所得税法2条1項19号又は法人税法2条23号に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ。）、坑道及び公共施設等運営権以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

1号 所得税法施行令6条1号、2号及び4号から7号まで又は法人税法施行令13条1号、2号及び4号から7号までに掲げる資産（坑道を除く。） 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）

2号ないし4号（略）

(2) 3条1項

個人において使用され、又は法人（人格のない社団等を含む。以下5条までにおいて同じ。）において事業の用に供された所得税法施行令6条各号又は法人税法施行令13条各号に掲げる資産（これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。）の取得（法人税法2条12号の8に規定する適格合併又は同条12号の12に規定する適格分割型分割（以下この項において「適格分割型分割」という。）による同条11号に規定する被合併法人又は同条第12号の2に規定する分割法人からの引継ぎ（以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。）を含む。）をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前2条の規定にかかわらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令181条又は法人税法施行令132条に規定する金額が当該資産の取得価額（適格合併等による引継ぎの場合にあっては、同法62条の2第1項に規定する時又は適格分割型分割の直前の帳簿価額）の100分の50に相当する金額を超える場合には、2号に掲げる年数についてはこの限りでない。

1号 当該資産をその用に供した時以後の使用可能期間（個人が当該資産を取得した後直ちにこれをその業務の用に供しなかった場合には、当該資産を取得した時から引き続き業務の用に供したものと見込まれる当該取得の時以後の使用可能期間）の年数

2号 次に掲げる資産（別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる減価償却資産であって、前号の年数を見積もることが困難なものに限る。）の区分に応じそれぞれ次に

定める年数（その年数が2年に満たないときは、これを2年とする。）

イ 法定耐用年数（1条1項に規定する耐用年数をいう。以下この号において同じ。）の全部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数の100分の20に相当する年数

ロ 法定耐用年数の一部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の100分の20に相当する年数を加算した年数

5 耐用年数の適用等に関する取扱通達1-5-1（中古資産の耐用年数の見積法及び簡便法。以下「本件通達」という。）

中古資産についての耐用年数省令3条1項に規定する簡便法等による耐用年数の算定は、その事業の用に供した事業年度においてすることができるのであるから当該事業年度においてその算定をしなかったときは、その後の事業年度においてはその算定をすることができないことに留意する旨を定めている。

以上

(別紙2)

本件各更正処分等の根拠及び適法性

1 本件各更正処分の根拠

被告が主張する原告の本件各係争年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである。

なお、「△」印はマイナス（損失の金額等）を表す。

(1) 平成21年分（別表1参照）

ア 総所得金額 2043万0452円

上記金額は、下記（ア）ないし（オ）の各金額の合計額である（所得税法22条2項）。

(ア) 事業所得の金額 43万3104円

上記金額は、下記aの金額から下記bないしdの各金額を差し引いた後の金額である。

a 総収入金額 5129万0495円

上記金額は、原告が平成21年分所得税青色申告決算書（一般用）（原告が平成22年3月15日に川口税務署長に提出した平成21年分の所得税の確定申告書（乙5）に添付されていたもの。以下「平成21年分決算書」という。乙6）①欄、⑤欄及び⑥欄に記載された収入金額の合計額と同額である。

b 売上原価の金額 126万8400円

上記金額は、平成21年分決算書に記載された売上原価の額と同額である。

c 経費の合計額 4958万8991円

上記金額は、平成21年分決算書に記載された経費の合計額と同額である。

d 青色事業専従者給与の額 0円

上記金額は、原告の平成21年分の所得税の計算上必要経費に算入されることとなる青色事業専従者給与の額である。原告に対する本件各係争年分の所得税等に係る税務調査（以下「本件調査」という。）の結果、乙は本件事業に専ら従事するとは認められず、青色事業専従者に該当しないことから、青色事業専従者給与の額は必要経費に算入されない。

(イ) 不動産所得の金額 584万4664円

上記金額は、原告が平成22年3月31日に川口税務署長に提出した平成21年分の所得税の修正申告書（以下「平成21年分修正申告書」という。乙7）に記載された不動産所得の金額と同額である。

(ウ) 配当所得の金額 9952円

上記金額は、平成21年分修正申告書に記載された配当所得の金額と同額である。

(エ) 給与所得の金額 1369万円

上記金額は、平成21年分修正申告書に記載された給与所得の金額と同額である。

(オ) 雑所得の金額 45万2732円

上記金額は、平成21年分修正申告書に記載された雑所得の金額と同額である。

イ 所得控除の合計額 233万7890円

上記金額は、平成21年分修正申告書に記載された所得控除の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1809万2000円

上記金額は、上記アの総所得金額2043万0452円から上記イの所得控除の合計額

233万7890円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 申告納税額 △17万1067円

上記金額は、下記（ア）の課税総所得金額に対する税額から、下記（イ）の配当控除の額及び下記（ウ）の源泉徴収税額を差し引いた後の金額である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 444万0800円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額1809万2000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）配当控除の額 324円

上記金額は、上記ア（ウ）の配当所得の金額9952円のうち、H株式会社から支払われた配当金額6486円に、所得税法92条1項の規定により100分の5の割合を乗じて算出した金額である（乙8）。

（ウ）源泉徴収税額 461万1543円

上記金額は、平成21年分修正申告書に記載された源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 △245万7467円

（還付金の額に相当する税額 245万7467円）

上記金額（納付すべき税額）は、上記エの金額から、平成21年分修正申告書に記載された予定納税額（第1期分及び第2期分の合計額）228万6400円を控除した後の金額である。

（2）平成22年分（別表2参照）

ア 総所得金額 3437万6184円

上記金額は、下記（ア）ないし（オ）の各金額の合計額である（所得税法22条2項）。

（ア）事業所得の金額 1641万3954円

上記金額は、下記aの金額から下記bないしdの各金額を差し引いた後の金額である。

a 総収入金額 5054万4032円

上記金額は、原告が平成22年分所得税青色申告決算書（一般用）（原告が平成23年3月15日に川口税務署長に提出した平成22年分の所得税の確定申告書（以下「平成22年分確定申告書」という。乙9）に添付されていたもの。以下「平成22年分決算書」という。乙10）①欄、③⑤欄及び③⑥欄に記載された収入金額の合計額と同額である。

b 売上原価の金額 208万7400円

上記金額は、平成22年分決算書に記載された売上原価の額と同額である。

c 経費の合計額 3204万2678円

上記金額は、平成22年分決算書⑧欄ないし⑩欄及び④①欄に記載された経費の合計額と同額である。

d 青色事業専従者給与の額 0円

上記金額は、原告の平成22年分の所得税の計算上必要経費に算入されることとなる青色事業専従者給与の額である。本件調査の結果、乙は本件事業に専ら従事するとは認められず、青色事業専従者に該当しないことから、青色事業専従者給与の額は必要経費に算入されない。

- (イ) 不動産所得の金額 524万9816円
上記金額は、平成22年分確定申告書に記載された不動産所得の金額と同額である。
- (ウ) 配当所得の金額 3万8100円
上記金額は、平成22年分確定申告書に記載された配当所得の金額と同額である。
- (エ) 給与所得の金額 1198万円
上記金額は、平成22年分確定申告書に記載された給与所得の金額と同額である。
- (オ) 雑所得の金額 69万4314円
上記金額は、平成22年分確定申告書に記載された雑所得の金額と同額である。
- イ 所得控除の合計額 234万2612円
上記金額は、平成22年分確定申告書に記載された所得控除の合計額と同額である。
- ウ 課税総所得金額 3203万3000円
上記金額は、上記アの総所得金額3437万6184円から上記イの所得控除の合計額234万2612円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- エ 納付すべき税額（申告納税額と同額） 592万6500円
上記金額は、下記（ア）の課税総所得金額に対する税額から、下記（イ）の配当控除の額及び下記（ウ）の源泉徴収税額を差し引いた後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 1001万7200円
上記金額は、上記ウの課税総所得金額3203万3000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- (イ) 配当控除の額 1905円
上記金額は、上記ア（ウ）の配当所得の金額3万8100円に、所得税法92条1項の規定により100分の5の割合を乗じて算出した金額であり、平成22年分確定申告書に記載された配当控除の額と同額である。
- (ウ) 源泉徴収税額 408万8713円
上記金額は、平成22年分確定申告書に記載された源泉徴収税額と同額である。
- (3) 平成23年分（別表3参照）
- ア 総所得金額 3035万4473円
上記金額は、下記（ア）ないし（エ）の各金額の合計額である（所得税法22条2項）。
- (ア) 事業所得の金額 770万7552円
上記金額は、下記aの金額から下記b及びcの各金額を差し引いた後の金額である。
- a 総収入金額 3870万1530円
上記金額は、原告が平成23年分所得税青色申告決算書（一般用）（原告が平成24年3月9日に川口税務署長に提出した平成23年分の所得税の確定申告書（以下「平成23年分確定申告書」という。乙11）に添付されていたもの。以下「平成23年分決算書」という。乙12）①欄、⑳欄及び㉔欄に記載された収入金額の合計額と同額である。
- 経費の合計額 3099万3978円
上記金額は、平成23年分決算書に記載された経費の合計額と同額である。

- c 青色事業専従者給与の額 0円
 上記金額は、原告の平成23年分の所得税の計算上必要経費に算入されることとなる青色事業専従者給与の額である。本件調査の結果、乙は本件事業に専ら従事するとは認められず、青色事業専従者に該当しないことから、青色事業専従者給与の額は必要経費に算入されない。
- (イ) 不動産所得の金額 1418万0748円
 上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された不動産所得の金額と同額である。
- (ウ) 給与所得の金額 799万円
 上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された給与所得の金額と同額である。
- (エ) 雑所得の金額 47万6173円
 上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された雑所得の金額と同額である。
- イ 上場株式等に係る譲渡所得の金額 △126万1633円
 上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された上場株式等に係る譲渡所得の金額と同額である。
- ウ 上場株式等に係る配当所得の金額 0円
 上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された上場株式等に係る配当所得の金額と同額である。
- エ 所得控除の合計額 231万8850円
 上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された所得控除の合計額と同額である。
- オ 課税される所得金額
 税額計算の基礎となる、課税総所得金額、課税上場株式等に係る譲渡所得の金額及び課税上場株式等に係る配当所得の金額は、それぞれ下記(ア)ないし(ウ)のとおりである。
- (ア) 課税総所得金額 2803万5000円
 上記金額は、上記アの総所得金額3035万4473円から上記エの所得控除の合計額231万8850円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- (イ) 課税上場株式等に係る譲渡所得の金額 0円
 上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された課税上場株式等に係る譲渡所得の金額と同額である。
- (ウ) 課税上場株式等に係る配当所得の金額 0円
 上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された課税上場株式等に係る配当所得の金額と同額である。
- カ 申告納税額 503万円
 上記金額は、下記(ア)の算出税額から、下記(イ)の源泉徴収税額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- (ア) 算出税額 841万8000円
 上記金額は、下記aないしcの合計額である。
- a 課税総所得金額に対する税額 841万8000円
 上記金額は、上記オ(ア)の課税総所得金額2803万5000円に所得税法89

条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

b 課税上場株式等に係る譲渡所得の金額に対する税額 0円

上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された課税上場株式等に係る譲渡所得の金額に対する税額と同額である。

c 課税上場株式等に係る配当所得の金額に対する税額 0円

上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された課税上場株式等に係る配当所得の金額に対する税額と同額である。

(イ) 源泉徴収税額 338万7941円

上記金額は、平成23年分確定申告書に記載された源泉徴収税額と同額である。

キ 納付すべき税額 277万円

上記金額は、上記カの申告納税額から、平成23年分確定申告書に記載された予定納税額(第1期分及び第2期分の合計額)226万円を控除した後の金額である。

2 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各係争年分の納付すべき税額は、平成21年分が△245万7467円(還付金の額に相当する税額が245万7467円)(上記1(1)オ)、平成22年分が592万6500円(上記1(2)エ)及び平成23年分が277万円(上記1(3)キ)であるところ、これらの金額は、いずれも本件各更正処分における納付すべき税額と同額(平成22年分及び平成23年分)であるか、それを上回る(平成21年分)から、本件各更正処分はいずれも適法である。

3 本件各賦課決定処分の根拠

期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき新たに納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課すこととされている(通則法65条1項)。

上記2のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が本件各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実につき、これらが本件各更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、いずれも通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、通則法65条1項の規定に基づき、次のとおり計算した金額である。

(1) 平成21年分 22万3000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成21年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき税額223万円(ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の10を乗じて算出した金額である。

(2) 平成22年分 22万8000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成22年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき税額228万円(ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の10を乗じて算出した金額である。

(3) 平成23年分 21万2000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成23年分の所得税の更正処分により新たに納付すべき税額212万円(ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端

数金額を切り捨てた後のもの) に100分の10を乗じて算出した金額である。

4 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件各更正処分に伴って課されるべき本件各係争年分の過少申告加算税の額は、上記3のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

本件各更正処分等に係る経緯（平成21年分）

（単位：円）

	確定申告 平成22年3月15日	修正申告 平成22年3月31日	更正処分等 平成24年12月21日	更正の申出 【取下げ済み】 平成25年1月22日	更正の申出 平成25年2月6日	更正処分等に対する審査請求① 平成25年2月12日	通知 平成25年5月16日	通知処分に対する みなす審査請求② 平成25年6月18日	審査裁決 平成26年2月4日
総所得金額	12,974,234	13,680,452	20,430,452	13,207,204	19,957,204	全部取消し	理由がない旨の通知	全部取消し	①について棄却 ②について却下
内訳									
事業所得の金額	△6,316,896	△6,316,896	433,104	△6,316,896	433,104				
不動産所得の金額	5,138,446	5,844,664	5,844,664	5,371,416	5,371,416				
配当所得の金額	9,952	9,952	9,952	9,952	9,952				
給与所得の金額	13,690,000	13,690,000	13,690,000	13,690,000	13,690,000				
雑所得の金額	452,732	452,732	452,732	452,732	452,732				
所得控除の合計額	2,337,890	2,337,890	2,337,890	2,337,890	2,337,890				
課税総所得金額	10,636,000	11,342,000	18,092,000	10,869,000	17,619,000				
課税総所得金額に対する税額	1,973,880	2,206,860	4,440,800	2,050,770	4,278,270				
配当控除の額	0	0	324	0	324				
源泉徴収税額	4,611,543	4,611,543	4,611,543	4,611,543	4,611,543				
申告納税額	△2,637,663	△2,404,683	△171,241	△2,560,773	△333,597				
予定納税額	2,286,400	2,286,400	2,286,400	2,286,400	2,286,400				
納付すべき税額	△4,924,063	△4,691,083	△2,457,641	△4,847,173	△2,619,997				
過少申告加算税の額	—	—	223,000	—	—				

(注) 1 「事業所得の金額」欄の△印は損失の金額、「納付すべき税額」欄の△印は還付金の額に相当する税額を示す。

2 本訴において、原告は網掛け部分について争っていない。

本件各更正処分等に係る経緯（平成22年分）

（単位：円）

	確定申告 平成23年3月15日	更正処分等 平成24年12月21日	更正の申出 【取下げ済み】 平成25年1月22日	更正の申出 平成25年2月6日	更正処分等に対する審査請求① 平成25年2月12日	通知 平成25年5月16日	通知処分に対する みなす審査請求② 平成25年6月18日	審査裁決 平成26年2月4日
総所得金額	28,656,184	34,376,184	27,812,897	33,532,897	全部取消し	理由がない 旨の通知	全部取消し	①について棄却 ②について却下
内訳								
事業所得の金額	10,693,954	16,413,954	10,693,954	16,413,954				
不動産所得の金額	5,249,816	5,249,816	4,406,529	4,406,529				
配当所得の金額	38,100	38,100	38,100	38,100				
給与所得の金額	11,980,000	11,980,000	11,980,000	11,980,000				
雑所得の金額	694,314	694,314	694,314	694,314				
所得控除の合計額	2,342,612	2,342,612	2,342,612	2,342,612				
課税総所得金額	26,313,000	32,033,000	25,470,000	31,190,000				
課税総所得金額に対する税額	7,729,200	10,017,200	7,392,000	9,680,000				
配当控除	1,905	1,905	1,905	1,905				
源泉徴収税額	4,088,713	4,088,713	4,088,713	4,088,713				
申告納税額	3,638,500	5,926,500	3,301,300	5,589,300				
予定納税額	0	0	0	0				
納付すべき税額	3,638,500	5,926,500	3,301,300	5,589,300				
過少申告加算税の額	—	228,000	—	—				

（注）本訴において、原告は網掛け部分について争っていない。

本件各更正処分等に係る経緯（平成23年分）

（単位：円）

		確定申告 平成24年3月9日	更正処分等 平成24年12月21日	更正の請求1 【取下げ済み】 平成25年1月22日	更正の請求2 平成25年2月6日	更正処分等に対する審査請求 平成25年2月12日	本件通知処分 平成25年5月16日	通知処分に対する みなす審査請求 平成25年6月18日	審査裁決 平成26年2月4日
総所得金額		25,054,473	30,354,473	23,841,147	29,141,147	全部取消し	理由がない 旨の通知	全部取消し	棄却
内 訳	事業所得の金額	2,407,552	7,707,552	2,407,552	7,707,552				
	不動産所得の金額	14,180,748	14,180,748	12,967,422	12,967,422				
	給与所得の金額	7,990,000	7,990,000	7,990,000	7,990,000				
	雑所得の金額	476,173	476,173	476,173	476,173				
所得控除の合計額		2,318,850	2,318,850	2,318,850	2,318,850				
課税総所得金額		22,735,000	28,035,000	21,522,000	26,822,000				
課税総所得金額に対する税額		6,298,000	8,418,000	5,812,800	7,932,800				
源泉徴収税額		3,387,941	3,387,941	3,387,941	3,387,941				
申告納税額		2,910,000	5,030,000	2,424,800	4,544,800				
予定納税額		2,260,000	2,260,000	2,260,000	2,260,000				
納付すべき税額		650,000	2,770,000	164,800	2,284,800				
過少申告加算税の額		—	212,000	—	—				

別表 4

本件各建物の一覧

減価償却資産の名称	供用年月	種類	耐用年数
E	平成18年6月	建物	47年
F	平成19年9月	建物	50年
G	平成22年7月	建物	47年